

学校給食用食材の測定結果(平成29年3月第3週)

測定した全ての食材が『不検出』となり、給食への使用が可能な食材であることが確認されました。

	食材名	産地(大字)	測定日	測定結果 (単位: Bq/kg)	
				放射性セシウム134	放射性セシウム137
1	コマツナ	平泉町平泉	平成29年3月13日	不検出(※1)	不検出

- 本測定は、食品放射能測定システム CAN-OSP-NAI(日立アロカメディカル株式会社製)を使用し、測定値は60分間での値となっています。
- 本測定機器の設定は、10分間の測定で検出下限値が30Bq/kgとなっていますが、より低い検出下限値とするため、60分間測定しました。(検出下限値が10Bq/kgとなるような測定時間となっています)
- 測定値の「不検出」とは、10Bq/kg未満であったことを表します。
検出下限値は、測定する条件(室温や試料重量など)により若干の差が出ます。
※1:放射性セシウム134の検出下限値は、10.4Bq/kg でした。
- 測定場所は、平泉町立平泉小学校体育館 ミーティングルーム。

【参考:厚生労働省が定めた食品衛生法上の新基準値】

〔放射性ヨウ素〕

半減期が短く、既に検出が認められない放射性ヨウ素の基準値は設定しない。

〔放射性セシウム〕 ※放射性セシウム134 と 放射性セシウム137 の合計値

食品区分	含まれる食品の範囲	基準値
飲料水	直接飲用する水、調理に使用する水及び水との代替関係が強い飲用茶	10 Bq/kg
乳児用食品	乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和26年厚生省令第52号)の乳(牛乳、低脂肪乳、加工乳など)及び乳飲料	50 Bq/kg
牛乳	健康増進法(平成14年法律第103号)第26条第1項の規定に基づく特別用途表示食品のうち「乳児用」に適する旨の表示許可を受けたもの	50 Bq/kg
	乳児の飲食に供することを目的として販売するもの	
一般食品	上記以外の食品	100 Bq/kg

学校給食用食材の測定結果(平成29年3月第2週)

測定した全ての食材が『不検出』となり、給食への使用が可能な食材であることが確認されました。

	食材名	産地(大字)	測定日	測定結果 (単位: Bq/kg)	
				放射性セシウム134	放射性セシウム137
1	ナバナ	平泉町平泉	平成29年3月6日	不検出(※1)	不検出

- 本測定は、食品放射能測定システム CAN-OSP-NAI(日立アロカメディカル株式会社製)を使用し、測定値は60分間での値となっています。
- 本測定機器の設定は、10分間の測定で検出下限値が30Bq/kgとなっていますが、より低い検出下限値とするため、60分間測定しました。(検出下限値が10Bq/kgとなるような測定時間となっています)
- 測定値の「不検出」とは、10Bq/kg未満であったことを表します。
検出下限値は、測定する条件(室温や試料重量など)により若干の差が出ます。
※1:放射性セシウム134の検出下限値は、10.5Bq/kg でした。
- 測定場所は、平泉町立平泉小学校体育館 ミーティングルーム。

【参考:厚生労働省が定めた食品衛生法上の新基準値】

〔放射性ヨウ素〕

半減期が短く、既に検出が認められない放射性ヨウ素の基準値は設定しない。

〔放射性セシウム〕 ※放射性セシウム134 と 放射性セシウム137 の合計値

食品区分	含まれる食品の範囲	基準値
飲料水	直接飲用する水、調理に使用する水及び水との代替関係が強い飲用茶	10 Bq/kg
乳児用食品	乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和26年厚生省令第52号)の乳(牛乳、低脂肪乳、加工乳など)及び乳飲料	50 Bq/kg
牛乳	健康増進法(平成14年法律第103号)第26条第1項の規定に基づく特別用途表示食品のうち「乳児用」に適する旨の表示許可を受けたもの 乳児の飲食に供することを目的として販売するもの	50 Bq/kg
一般食品	上記以外の食品	100 Bq/kg

学校給食用食材の測定結果(平成29年2月第5週)

測定した全ての食材が『不検出』となり、給食への使用が可能な食材であることが確認されました。

	食材名	産地(大字)	測定日	測定結果 (単位: Bq/kg)	
				放射性セシウム134	放射性セシウム137
1	ジャガイモ①	平泉町長島	平成29年2月27日	不検出(※1)	不検出
2	ジャガイモ②	平泉町長島	平成29年2月27日	不検出(※1)	不検出

- 本測定は、食品放射能測定システム CAN-OSP-NAI(日立アロカメディカル株式会社製)を使用し、測定値は60分間での値となっています。
- 本測定機器の設定は、10分間の測定で検出下限値が30Bq/kgとなっていますが、より低い検出下限値とするため、60分間測定しました。(検出下限値が10Bq/kgとなるような測定時間となっています)
- 測定値の「不検出」とは、10Bq/kg未満であったことを表します。
検出下限値は、測定する条件(室温や試料重量など)により若干の差が出ます。
※1: 放射性セシウム134の検出下限値範囲は、10.5~11.0Bq/kg でした。
- 測定場所は、平泉町立平泉小学校体育館 ミーティングルーム。

【参考: 厚生労働省が定めた食品衛生法上の新基準値】

〔放射性ヨウ素〕

半減期が短く、既に検出が認められない放射性ヨウ素の基準値は設定しない。

〔放射性セシウム〕 ※放射性セシウム134 と 放射性セシウム137 の合計値

食品区分	含まれる食品の範囲	基準値
飲料水	直接飲用する水、調理に使用する水及び水との代替関係が強い飲用茶	10 Bq/kg
乳児用食品	乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和26年厚生省令第52号)の乳(牛乳、低脂肪乳、加工乳など)及び乳飲料	50 Bq/kg
牛乳	健康増進法(平成14年法律第103号)第26条第1項の規定に基づく特別用途表示食品のうち「乳児用」に適する旨の表示許可を受けたもの 乳児の飲食に供することを目的として販売するもの	50 Bq/kg
一般食品	上記以外の食品	100 Bq/kg

学校給食用食材の測定結果(平成29年2月第4週)

測定した全ての食材が『不検出』となり、給食への使用が可能な食材であることが確認されました。

	食材名	産地(大字)	測定日	測定結果(単位: Bq/kg)	
				放射性セシウム134	放射性セシウム137
1	ジャガイモ	平泉町平泉	平成29年2月20日	不検出(※1)	不検出
2	ハクサイ	平泉町長島	平成29年2月20日	不検出	不検出

- 本測定は、食品放射能測定システム CAN-OSP-NAI(日立アロカメディカル株式会社製)を使用し、測定値は60分間での値となっています。
- 本測定機器の設定は、10分間の測定で検出下限値が30Bq/kgとなっていますが、より低い検出下限値とするため、60分間測定しました。(検出下限値が10Bq/kgとなるような測定時間となっています)
- 測定値の「不検出」とは、10Bq/kg未満であったことを表します。
検出下限値は、測定する条件(室温や試料重量など)により若干の差が出ます。
※1: 放射性セシウム134の検出下限値は、10.7Bq/kg でした。
- 測定場所は、平泉町立平泉小学校体育館 ミーティングルーム。

【参考: 厚生労働省が定めた食品衛生法上の新基準値】

〔放射性ヨウ素〕

半減期が短く、既に検出が認められない放射性ヨウ素の基準値は設定しない。

〔放射性セシウム〕 ※放射性セシウム134 と 放射性セシウム137 の合計値

食品区分	含まれる食品の範囲	基準値
飲料水	直接飲用する水、調理に使用する水及び水との代替関係が強い飲用茶	10 Bq/kg
乳児用食品	乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和26年厚生省令第52号)の乳(牛乳、低脂肪乳、加工乳など)及び乳飲料	50 Bq/kg
牛乳	健康増進法(平成14年法律第103号)第26条第1項の規定に基づく特別用途表示食品のうち「乳児用」に適する旨の表示許可を受けたもの 乳児の飲食に供することを目的として販売するもの	50 Bq/kg
一般食品	上記以外の食品	100 Bq/kg

学校給食用食材の測定結果(平成29年2月第3週)

測定した全ての食材が『不検出』となり、給食への使用が可能な食材であることが確認されました。

	食材名	産地(大字)	測定日	測定結果 (単位: Bq/kg)	
				放射性セシウム134	放射性セシウム137
1	リンゴ	平泉町長島	平成29年2月13日	不検出(※1)	不検出
2	ダイコン	平泉町平泉	平成29年2月13日	不検出(※1)	不検出

- 本測定は、食品放射能測定システム CAN-OSP-NAI(日立アロカメディカル株式会社製)を使用し、測定値は60分間での値となっています。
- 本測定機器の設定は、10分間の測定で検出下限値が30Bq/kgとなっていますが、より低い検出下限値とするため、60分間測定しました。(検出下限値が10Bq/kgとなるような測定時間となっています)
- 測定値の「不検出」とは、10Bq/kg未満であったことを表します。
検出下限値は、測定する条件(室温や試料重量など)により若干の差が出ます。
※1: 放射性セシウム134の検出下限値範囲は、10.2~10.2Bq/kg でした。
- 測定場所は、平泉町立平泉小学校体育館 ミーティングルーム。

【参考: 厚生労働省が定めた食品衛生法上の新基準値】

〔放射性ヨウ素〕

半減期が短く、既に検出が認められない放射性ヨウ素の基準値は設定しない。

〔放射性セシウム〕 ※放射性セシウム134 と 放射性セシウム137 の合計値

食品区分	含まれる食品の範囲	基準値
飲料水	直接飲用する水、調理に使用する水及び水との代替関係が強い飲用茶	10 Bq/kg
乳児用食品	乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和26年厚生省令第52号)の乳(牛乳、低脂肪乳、加工乳など)及び乳飲料	50 Bq/kg
牛乳	健康増進法(平成14年法律第103号)第26条第1項の規定に基づく特別用途表示食品のうち「乳児用」に適する旨の表示許可を受けたもの 乳児の飲食に供することを目的として販売するもの	50 Bq/kg
一般食品	上記以外の食品	100 Bq/kg

学校給食用食材の測定結果(平成29年2月第2週)

測定した全ての食材が『不検出』となり、給食への使用が可能な食材であることが確認されました。

	食材名	産地(大字)	測定日	測定結果 (単位: Bq/kg)	
				放射性セシウム134	放射性セシウム137
1	ダイコン	平泉町長島	平成29年2月6日	不検出(※1)	不検出
2	キナコ	平泉町長島	平成29年2月6日	不検出(※1)	不検出(※2)
3	キダイズ	平泉町長島	平成29年2月6日	不検出(※1)	不検出(※2)

- 本測定は、食品放射能測定システム CAN-OSP-NAI(日立アロカメディカル株式会社製)を使用し、測定値は60分間での値となっています。
- 本測定機器の設定は、10分間の測定で検出下限値が30Bq/kgとなっていますが、より低い検出下限値とするため、60分間測定しました。(検出下限値が10Bq/kgとなるような測定時間となっています)
- 測定値の「不検出」とは、10Bq/kg未満であったことを表します。
検出下限値は、測定する条件(室温や試料重量など)により若干の差が出ます。
※1:放射性セシウム134の検出下限値範囲は、10.2~14.0Bq/kg でした。
※2:放射性セシウム137の検出下限値範囲は、10.4~12.5Bq/kg でした。
- 測定場所は、平泉町立平泉小学校体育館 ミーティングルーム。

【参考:厚生労働省が定めた食品衛生法上の新基準値】

〔放射性ヨウ素〕

半減期が短く、既に検出が認められない放射性ヨウ素の基準値は設定しない。

〔放射性セシウム〕 ※放射性セシウム134 と放射性セシウム137 の合計値

食品区分	含まれる食品の範囲	基準値
飲料水	直接飲用する水、調理に使用する水及び水との代替関係が強い飲用茶	10 Bq/kg
乳児用食品	乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和26年厚生省令第52号)の乳(牛乳、低脂肪乳、加工乳など)及び乳飲料	50 Bq/kg
牛乳	健康増進法(平成14年法律第103号)第26条第1項の規定に基づく特別用途表示食品のうち「乳児用」に適する旨の表示許可を受けたもの 乳児の飲食に供することを目的として販売するもの	50 Bq/kg
一般食品	上記以外の食品	100 Bq/kg

学校給食用食材の測定結果(平成29年1月第5週)

測定した全ての食材が『不検出』となり、給食への使用が可能な食材であることが確認されました。

	食材名	産地(大字)	測定日	測定結果 (単位: Bq/kg)	
				放射性セシウム134	放射性セシウム137
1	タマネギ①	平泉町長島	平成29年1月30日	不検出(※1)	不検出
2	タマネギ②	平泉町長島	平成29年1月30日	不検出	不検出
3	タマネギ③	平泉町長島	平成29年1月30日	不検出(※1)	不検出
4	タマネギ④	平泉町長島	平成29年1月30日	不検出(※1)	不検出

- 本測定は、食品放射能測定システム CAN-OSP-NAI(日立アロカメディカル株式会社製)を使用し、測定値は60分間での値となっています。
- 本測定機器の設定は、10分間の測定で検出下限値が30Bq/kgとなっていますが、より低い検出下限値とするため、60分間測定しました。(検出下限値が10Bq/kgとなるような測定時間となっています)
- 測定値の「不検出」とは、10Bq/kg未満であったことを表します。
検出下限値は、測定する条件(室温や試料重量など)により若干の差が出ます。
※1: 放射性セシウム134の検出下限値範囲は、10.3~10.9Bq/kg でした。
- 測定場所は、平泉町立平泉小学校体育館 ミーティングルーム。

【参考: 厚生労働省が定めた食品衛生法上の新基準値】

〔放射性ヨウ素〕

半減期が短く、既に検出が認められない放射性ヨウ素の基準値は設定しない。

〔放射性セシウム〕 ※放射性セシウム134 と放射性セシウム137 の合計値

食品区分	含まれる食品の範囲	基準値
飲料水	直接飲用する水、調理に使用する水及び水との代替関係が強い飲用茶	10 Bq/kg
乳児用食品	乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和26年厚生省令第52号)の乳(牛乳、低脂肪乳、加工乳など)及び乳飲料	50 Bq/kg
牛乳	健康増進法(平成14年法律第103号)第26条第1項の規定に基づく特別用途表示食品のうち「乳児用」に適する旨の表示許可を受けたもの 乳児の飲食に供することを目的として販売するもの	50 Bq/kg
一般食品	上記以外の食品	100 Bq/kg

学校給食用食材の測定結果(平成29年1月第4週)

測定した全ての食材が『不検出』となり、給食への使用が可能な食材であることが確認されました。

	食材名	産地(大字)	測定日	測定結果 (単位: Bq/kg)	
				放射性セシウム134	放射性セシウム137
1	ジャガイモ	平泉町長島	平成29年1月23日	不検出	不検出

- 本測定は、食品放射能測定システム CAN-OSP-NAI(日立アロカメディカル株式会社製)を使用し、測定値は60分間での値となっています。
- 本測定機器の設定は、10分間の測定で検出下限値が30Bq/kgとなっていますが、より低い検出下限値とするため、60分間測定しました。(検出下限値が10Bq/kgとなるような測定時間となっています)
- 測定値の「不検出」とは、10Bq/kg未満であったことを表します。
検出下限値は、測定する条件(室温や試料重量など)により若干の差が出ます。
- 測定場所は、平泉町立平泉小学校体育館 ミーティングルーム。

【参考:厚生労働省が定めた食品衛生法上の新基準値】

〔放射性ヨウ素〕

半減期が短く、既に検出が認められない放射性ヨウ素の基準値は設定しない。

〔放射性セシウム〕 ※放射性セシウム134 と 放射性セシウム137 の合計値

食品区分	含まれる食品の範囲	基準値
飲料水	直接飲用する水、調理に使用する水及び水との代替関係が強い飲用茶	10 Bq/kg
乳児用食品	乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和26年厚生省令第52号)の乳(牛乳、低脂肪乳、加工乳など)及び乳飲料	50 Bq/kg
牛乳	健康増進法(平成14年法律第103号)第26条第1項の規定に基づく特別用途表示食品のうち「乳児用」に適する旨の表示許可を受けたもの	50 Bq/kg
	乳児の飲食に供することを目的として販売するもの	
一般食品	上記以外の食品	100 Bq/kg

学校給食用食材の測定結果(平成29年1月第3週)

測定した全ての食材が『不検出』となり、給食への使用が可能な食材であることが確認されました。

	食材名	産地(大字)	測定日	測定結果 (単位: Bq/kg)	
				放射性セシウム134	放射性セシウム137
1	サトイモ	平泉町長島	平成29年1月16日	不検出	不検出

- 本測定は、食品放射能測定システム CAN-OSP-NAI(日立アロカメディカル株式会社製)を使用し、測定値は60分間での値となっています。
- 本測定機器の設定は、10分間の測定で検出下限値が30Bq/kgとなっていますが、より低い検出下限値とするため、60分間測定しました。(検出下限値が10Bq/kgとなるような測定時間となっています)
- 測定値の「不検出」とは、10Bq/kg未満であったことを表します。
検出下限値は、測定する条件(室温や試料重量など)により若干の差が出ます。
- 測定場所は、平泉町立平泉小学校体育館 ミーティングルーム。

【参考:厚生労働省が定めた食品衛生法上の新基準値】

〔放射性ヨウ素〕

半減期が短く、既に検出が認められない放射性ヨウ素の基準値は設定しない。

〔放射性セシウム〕 ※放射性セシウム134 と 放射性セシウム137 の合計値

食品区分	含まれる食品の範囲	基準値
飲料水	直接飲用する水、調理に使用する水及び水との代替関係が強い飲用茶	10 Bq/kg
乳児用食品	乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和26年厚生省令第52号)の乳(牛乳、低脂肪乳、加工乳など)及び乳飲料	50 Bq/kg
牛乳	健康増進法(平成14年法律第103号)第26条第1項の規定に基づく特別用途表示食品のうち「乳児用」に適する旨の表示許可を受けたもの	50 Bq/kg
	乳児の飲食に供することを目的として販売するもの	
一般食品	上記以外の食品	100 Bq/kg

学校給食用食材の測定結果(平成29年1月第2週)

測定した全ての食材が『不検出』となり、給食への使用が可能な食材であることが確認されました。

	食材名	産地(大字)	測定日	測定結果 (単位: Bq/kg)	
				放射性セシウム134	放射性セシウム137
1	タケノコ	平泉町長島	平成29年1月10日	不検出	不検出
2	ダイコン	平泉町長島	平成29年1月10日	不検出(※1)	不検出
3	クロマメ①	平泉町長島	平成29年1月10日	不検出	不検出
4	クロマメ②	平泉町平泉	平成29年1月10日	不検出(※1)	不検出

- 本測定は、食品放射能測定システム CAN-OSP-NAI(日立アロカメディカル株式会社製)を使用し、測定値は60分間での値となっています。
- 本測定機器の設定は、10分間の測定で検出下限値が30Bq/kgとなっていますが、より低い検出下限値とするため、60分間測定しました。(検出下限値が10Bq/kgとなるような測定時間となっています)
- 測定値の「不検出」とは、10Bq/kg未満であったことを表します。
検出下限値は、測定する条件(室温や試料重量など)により若干の差が出ます。
※1:放射性セシウム134の検出下限値範囲は、10.4~10.4Bq/kg でした。
- 測定場所は、平泉町立平泉小学校体育館 ミーティングルーム。

【参考:厚生労働省が定めた食品衛生法上の新基準値】

〔放射性ヨウ素〕

半減期が短く、既に検出が認められない放射性ヨウ素の基準値は設定しない。

〔放射性セシウム〕 ※放射性セシウム134 と放射性セシウム137 の合計値

食品区分	含まれる食品の範囲	基準値
飲料水	直接飲用する水、調理に使用する水及び水との代替関係が強い飲用茶	10 Bq/kg
乳児用食品	乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和26年厚生省令第52号)の乳(牛乳、低脂肪乳、加工乳など)及び乳飲料	50 Bq/kg
牛乳	健康増進法(平成14年法律第103号)第26条第1項の規定に基づく特別用途表示食品のうち「乳児用」に適する旨の表示許可を受けたもの 乳児の飲食に供することを目的として販売するもの	50 Bq/kg
一般食品	上記以外の食品	100 Bq/kg

学校給食用食材の測定結果(平成29年1月第1週)

測定した全ての食材が『不検出』となり、給食への使用が可能な食材であることが確認されました。

	食材名	産地(大字)	測定日	測定結果 (単位: Bq/kg)	
				放射性セシウム134	放射性セシウム137
1	ハクサイ	平泉町平泉	平成29年1月5日	不検出(※1)	不検出

- 本測定は、食品放射能測定システム CAN-OSP-NAI(日立アロカメディカル株式会社製)を使用し、測定値は60分間での値となっています。
- 本測定機器の設定は、10分間の測定で検出下限値が30Bq/kgとなっていますが、より低い検出下限値とするため、60分間測定しました。(検出下限値が10Bq/kgとなるような測定時間となっています)
- 測定値の「不検出」とは、10Bq/kg未満であったことを表します。
検出下限値は、測定する条件(室温や試料重量など)により若干の差が出ます。
※1:放射性セシウム134の検出下限値は、10.3Bq/kg でした。
- 測定場所は、平泉町立平泉小学校体育館 ミーティングルーム。

【参考:厚生労働省が定めた食品衛生法上の新基準値】

〔放射性ヨウ素〕

半減期が短く、既に検出が認められない放射性ヨウ素の基準値は設定しない。

〔放射性セシウム〕 ※放射性セシウム134 と 放射性セシウム137 の合計値

食品区分	含まれる食品の範囲	基準値
飲料水	直接飲用する水、調理に使用する水及び水との代替関係が強い飲用茶	10 Bq/kg
乳児用食品	乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和26年厚生省令第52号)の乳(牛乳、低脂肪乳、加工乳など)及び乳飲料	50 Bq/kg
牛乳	健康増進法(平成14年法律第103号)第26条第1項の規定に基づく特別用途表示食品のうち「乳児用」に適する旨の表示許可を受けたもの 乳児の飲食に供することを目的として販売するもの	50 Bq/kg
一般食品	上記以外の食品	100 Bq/kg

学校給食用食材の測定結果(平成28年12月第5週)

測定した全ての食材が『不検出』となり、給食への使用が可能な食材であることが確認されました。

	食材名	産地(大字)	測定日	測定結果 (単位: Bq/kg)	
				放射性セシウム134	放射性セシウム137
1	ナガネギ	平泉町長島	平成28年12月26日	不検出	不検出
2	ニンジン	平泉町長島	平成28年12月26日	不検出(※1)	不検出

- 本測定は、食品放射能測定システム CAN-OSP-NAI(日立アロカメディカル株式会社製)を使用し、測定値は60分間での値となっています。
- 本測定機器の設定は、10分間の測定で検出下限値が30Bq/kgとなっていますが、より低い検出下限値とするため、60分間測定しました。(検出下限値が10Bq/kgとなるような測定時間となっています)
- 測定値の「不検出」とは、10Bq/kg未満であったことを表します。
検出下限値は、測定する条件(室温や試料重量など)により若干の差が出ます。
※1: 放射性セシウム134の検出下限値は、10.1Bq/kg でした。
- 測定場所は、平泉町立平泉小学校体育館 ミーティングルーム。

【参考: 厚生労働省が定めた食品衛生法上の新基準値】

〔放射性ヨウ素〕

半減期が短く、既に検出が認められない放射性ヨウ素の基準値は設定しない。

〔放射性セシウム〕 ※放射性セシウム134 と 放射性セシウム137 の合計値

食品区分	含まれる食品の範囲	基準値
飲料水	直接飲用する水、調理に使用する水及び水との代替関係が強い飲用茶	10 Bq/kg
乳児用食品	乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和26年厚生省令第52号)の乳(牛乳、低脂肪乳、加工乳など)及び乳飲料	50 Bq/kg
牛乳	健康増進法(平成14年法律第103号)第26条第1項の規定に基づく特別用途表示食品のうち「乳児用」に適する旨の表示許可を受けたもの 乳児の飲食に供することを目的として販売するもの	50 Bq/kg
一般食品	上記以外の食品	100 Bq/kg

学校給食用食材の測定結果(平成28年12月第4週)

測定した全ての食材が『不検出』となり、給食への使用が可能な食材であることが確認されました。

	食材名	産地(大字)	測定日	測定結果 (単位: Bq/kg)	
				放射性セシウム134	放射性セシウム137
1	アズキ	平泉町平泉	平成28年12月19日	不検出	不検出
2	ハクサイ	平泉町平泉	平成28年12月19日	不検出	不検出
3	タマネギ	平泉町長島	平成28年12月19日	不検出	不検出

- 本測定は、食品放射能測定システム CAN-OSP-NAI(日立アロカメディカル株式会社製)を使用し、測定値は60分間での値となっています。
- 本測定機器の設定は、10分間の測定で検出下限値が30Bq/kgとなっていますが、より低い検出下限値とするため、60分間測定しました。(検出下限値が10Bq/kgとなるような測定時間となっています)
- 測定値の「不検出」とは、10Bq/kg未満であったことを表します。
検出下限値は、測定する条件(室温や試料重量など)により若干の差が出ます。
- 測定場所は、平泉町立平泉小学校体育館 ミーティングルーム。

【参考:厚生労働省が定めた食品衛生法上の新基準値】

〔放射性ヨウ素〕

半減期が短く、既に検出が認められない放射性ヨウ素の基準値は設定しない。

〔放射性セシウム〕 ※放射性セシウム134 と放射性セシウム137 の合計値

食品区分	含まれる食品の範囲	基準値
飲料水	直接飲用する水、調理に使用する水及び水との代替関係が強い飲用茶	10 Bq/kg
乳児用食品	乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和26年厚生省令第52号)の乳(牛乳、低脂肪乳、加工乳など)及び乳飲料	50 Bq/kg
牛乳	健康増進法(平成14年法律第103号)第26条第1項の規定に基づく特別用途表示食品のうち「乳児用」に適する旨の表示許可を受けたもの 乳児の飲食に供することを目的として販売するもの	50 Bq/kg
一般食品	上記以外の食品	100 Bq/kg

学校給食用食材の測定結果(平成28年12月第3週)

測定した全ての食材が『不検出』となり、給食への使用が可能な食材であることが確認されました。

	食材名	産地(大字)	測定日	測定結果 (単位: Bq/kg)	
				放射性セシウム134	放射性セシウム137
1	ダイコン	平泉町長島	平成28年12月12日	不検出	不検出
2	ニンジン	平泉町長島	平成28年12月13日	不検出(※1)	不検出

- 本測定は、食品放射能測定システム CAN-OSP-NAI(日立アロカメディカル株式会社製)を使用し、測定値は60分間での値となっています。
- 本測定機器の設定は、10分間の測定で検出下限値が30Bq/kgとなっていますが、より低い検出下限値とするため、60分間測定しました。(検出下限値が10Bq/kgとなるような測定時間となっています)
- 測定値の「不検出」とは、10Bq/kg未満であったことを表します。
検出下限値は、測定する条件(室温や試料重量など)により若干の差が出ます。
※1: 放射性セシウム134の検出下限値は、10.7Bq/kg でした。
- 測定場所は、平泉町立平泉小学校体育館 ミーティングルーム。

【参考: 厚生労働省が定めた食品衛生法上の新基準値】

〔放射性ヨウ素〕

半減期が短く、既に検出が認められない放射性ヨウ素の基準値は設定しない。

〔放射性セシウム〕 ※放射性セシウム134 と 放射性セシウム137 の合計値

食品区分	含まれる食品の範囲	基準値
飲料水	直接飲用する水、調理に使用する水及び水との代替関係が強い飲用茶	10 Bq/kg
乳児用食品	乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和26年厚生省令第52号)の乳(牛乳、低脂肪乳、加工乳など)及び乳飲料	50 Bq/kg
牛乳	健康増進法(平成14年法律第103号)第26条第1項の規定に基づく特別用途表示食品のうち「乳児用」に適する旨の表示許可を受けたもの 乳児の飲食に供することを目的として販売するもの	50 Bq/kg
一般食品	上記以外の食品	100 Bq/kg

学校給食用食材の測定結果(平成28年12月第2週)

測定した全ての食材が『不検出』となり、給食への使用が可能な食材であることが確認されました。

	食材名	産地(大字)	測定日	測定結果 (単位: Bq/kg)	
				放射性セシウム134	放射性セシウム137
1	タケノコ	平泉町平泉	平成28年12月5日	不検出	不検出
2	ジャガイモ	平泉町長島	平成28年12月5日	不検出	不検出

- 本測定は、食品放射能測定システム CAN-OSP-NAI(日立アロカメディカル株式会社製)を使用し、測定値は60分間での値となっています。
- 本測定機器の設定は、10分間の測定で検出下限値が30Bq/kgとなっていますが、より低い検出下限値とするため、60分間測定しました。(検出下限値が10Bq/kgとなるような測定時間となっています)
- 測定値の「不検出」とは、10Bq/kg未満であったことを表します。
検出下限値は、測定する条件(室温や試料重量など)により若干の差が出ます。
- 測定場所は、平泉町立平泉小学校体育館 ミーティングルーム。

【参考:厚生労働省が定めた食品衛生法上の新基準値】

〔放射性ヨウ素〕

半減期が短く、既に検出が認められない放射性ヨウ素の基準値は設定しない。

〔放射性セシウム〕 ※放射性セシウム134 と 放射性セシウム137 の合計値

食品区分	含まれる食品の範囲	基準値
飲料水	直接飲用する水、調理に使用する水及び水との代替関係が強い飲用茶	10 Bq/kg
乳児用食品	乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和26年厚生省令第52号)の乳(牛乳、低脂肪乳、加工乳など)及び乳飲料	50 Bq/kg
牛乳	健康増進法(平成14年法律第103号)第26条第1項の規定に基づく特別用途表示食品のうち「乳児用」に適する旨の表示許可を受けたもの	50 Bq/kg
一般食品	乳児の飲食に供することを目的として販売するもの 上記以外の食品	100 Bq/kg

学校給食用食材の測定結果(平成28年11月第5週)

測定した全ての食材が『不検出』となり、給食への使用が可能な食材であることが確認されました。

	食材名	産地(大字)	測定日	測定結果 (単位: Bq/kg)	
				放射性セシウム134	放射性セシウム137
1	リンゴ	平泉町長島	平成28年11月28日	不検出(※1)	不検出
2	ナガネギ	平泉町長島	平成28年11月28日	不検出(※1)	不検出

- 本測定は、食品放射能測定システム CAN-OSP-NAI(日立アロカメディカル株式会社製)を使用し、測定値は60分間での値となっています。
- 本測定機器の設定は、10分間の測定で検出下限値が30Bq/kgとなっていますが、より低い検出下限値とするため、60分間測定しました。(検出下限値が10Bq/kgとなるような測定時間となっています)
- 測定値の「不検出」とは、10Bq/kg未満であったことを表します。
検出下限値は、測定する条件(室温や試料重量など)により若干の差が出ます。
※1: 放射性セシウム134の検出下限値範囲は、10.1~10.7Bq/kg でした。
- 測定場所は、平泉町立平泉小学校体育館 ミーティングルーム。

【参考: 厚生労働省が定めた食品衛生法上の新基準値】

〔放射性ヨウ素〕

半減期が短く、既に検出が認められない放射性ヨウ素の基準値は設定しない。

〔放射性セシウム〕 ※放射性セシウム134 と 放射性セシウム137 の合計値

食品区分	含まれる食品の範囲	基準値
飲料水	直接飲用する水、調理に使用する水及び水との代替関係が強い飲用茶	10 Bq/kg
乳児用食品	乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和26年厚生省令第52号)の乳(牛乳、低脂肪乳、加工乳など)及び乳飲料	50 Bq/kg
牛乳	健康増進法(平成14年法律第103号)第26条第1項の規定に基づく特別用途表示食品のうち「乳児用」に適する旨の表示許可を受けたもの 乳児の飲食に供することを目的として販売するもの	50 Bq/kg
一般食品	上記以外の食品	100 Bq/kg

学校給食用食材の測定結果(平成28年11月第4週)

測定した全ての食材が『不検出』となり、給食への使用が可能な食材であることが確認されました。

	食材名	産地(大字)	測定日	測定結果(単位:Bq/kg)	
				放射性セシウム134	放射性セシウム137
1	ナガネギ	平泉町平泉	平成28年11月21日	不検出(※1)	不検出
2	サトイモ	平泉町長島	平成28年11月21日	不検出(※1)	不検出
3	キャベツ	平泉町平泉	平成28年11月21日	不検出(※1)	不検出
4	ハクサイ①	平泉町平泉	平成28年11月21日	不検出	不検出
5	ハクサイ②	平泉町長島	平成28年11月21日	不検出	不検出

- 本測定は、食品放射能測定システム CAN-OSP-NAI(日立アロカメディカル株式会社製)を使用し、測定値は60分間での値となっています。
- 本測定機器の設定は、10分間の測定で検出下限値が30Bq/kgとなっていますが、より低い検出下限値とするため、60分間測定しました。(検出下限値が10Bq/kgとなるような測定時間となっています)
- 測定値の「不検出」とは、10Bq/kg未満であったことを表します。
検出下限値は、測定する条件(室温や試料重量など)により若干の差が出ます。
※1:放射性セシウム134の検出下限値範囲は、10.1~10.6Bq/kg でした。
- 測定場所は、平泉町立平泉小学校体育館 ミーティングルーム。

【参考:厚生労働省が定めた食品衛生法上の新基準値】

〔放射性ヨウ素〕

半減期が短く、既に検出が認められない放射性ヨウ素の基準値は設定しない。

〔放射性セシウム〕 ※放射性セシウム134 と放射性セシウム137 の合計値

食品区分	含まれる食品の範囲	基準値
飲料水	直接飲用する水、調理に使用する水及び水との代替関係が強い飲用茶	10 Bq/kg
乳児用食品	乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和26年厚生省令第52号)の乳(牛乳、低脂肪乳、加工乳など)及び乳飲料	50 Bq/kg
牛乳	健康増進法(平成14年法律第103号)第26条第1項の規定に基づく特別用途表示食品のうち「乳児用」に適する旨の表示許可を受けたもの 乳児の飲食に供することを目的として販売するもの	50 Bq/kg
一般食品	上記以外の食品	100 Bq/kg

学校給食用食材の測定結果(平成28年11月第3週)

測定した全ての食材が『不検出』となり、給食への使用が可能な食材であることが確認されました。

	食材名	産地(大字)	測定日	測定結果 (単位: Bq/kg)	
				放射性セシウム134	放射性セシウム137
1	ダイコン①	平泉町長島	平成28年11月14日	不検出	不検出
2	ダイコン②	平泉町平泉	平成28年11月14日	不検出	不検出
3	ダイコン③	平泉町平泉	平成28年11月14日	不検出	不検出
4	ハクサイ	平泉町平泉	平成28年11月14日	不検出	不検出

- 本測定は、食品放射能測定システム CAN-OSP-NAI(日立アロカメディカル株式会社製)を使用し、測定値は60分間での値となっています。
- 本測定機器の設定は、10分間の測定で検出下限値が30Bq/kgとなっていますが、より低い検出下限値とするため、60分間測定しました。(検出下限値が10Bq/kgとなるような測定時間となっています)
- 測定値の「不検出」とは、10Bq/kg未満であったことを表します。
検出下限値は、測定する条件(室温や試料重量など)により若干の差が出ます。
- 測定場所は、平泉町立平泉小学校体育館 ミーティングルーム。

【参考:厚生労働省が定めた食品衛生法上の新基準値】

〔放射性ヨウ素〕

半減期が短く、既に検出が認められない放射性ヨウ素の基準値は設定しない。

〔放射性セシウム〕 ※放射性セシウム134 と放射性セシウム137 の合計値

食品区分	含まれる食品の範囲	基準値
飲料水	直接飲用する水、調理に使用する水及び水との代替関係が強い飲用茶	10 Bq/kg
乳児用食品	乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和26年厚生省令第52号)の乳(牛乳、低脂肪乳、加工乳など)及び乳飲料	50 Bq/kg
牛乳	健康増進法(平成14年法律第103号)第26条第1項の規定に基づく特別用途表示食品のうち「乳児用」に適する旨の表示許可を受けたもの 乳児の飲食に供することを目的として販売するもの	50 Bq/kg
一般食品	上記以外の食品	100 Bq/kg

学校給食用食材の測定結果(平成28年11月第2週)

測定した全ての食材が『不検出』となり、給食への使用が可能な食材であることが確認されました。

	食材名	産地(大字)	測定日	測定結果 (単位: Bq/kg)	
				放射性セシウム134	放射性セシウム137
1	ホウレンソウ	平泉町長島	平成28年11月7日	不検出(※1)	不検出(※2)
2	ジャガイモ	平泉町平泉	平成28年11月7日	不検出(※1)	不検出
3	ダイコン	平泉町平泉	平成28年11月7日	不検出(※1)	不検出
4	ニンジン①	平泉町平泉	平成28年11月7日	不検出(※1)	不検出
5	ニンジン②	平泉町長島	平成28年11月7日	不検出(※1)	不検出
6	ハクサイ①	平泉町長島	平成28年11月8日	不検出	不検出
7	ハクサイ②	平泉町平泉	平成28年11月8日	不検出	不検出

- 本測定は、食品放射能測定システム CAN-OSP-NAI(日立アロカメディカル株式会社製)を使用し、測定値は60分間での値となっています。
- 本測定機器の設定は、10分間の測定で検出下限値が30Bq/kgとなっていますが、より低い検出下限値とするため、60分間測定しました。(検出下限値が10Bq/kgとなるような測定時間となっています)
- 測定値の「不検出」とは、10Bq/kg未満であったことを表します。
検出下限値は、測定する条件(室温や試料重量など)により若干の差が出ます。
※1: 放射性セシウム134の検出下限値範囲は、10.1~11.2Bq/kg でした。
※2: 放射性セシウム137の検出下限値は、10.2Bq/kg でした。
- 測定場所は、平泉町立平泉小学校体育館 ミーティングルーム。

【参考: 厚生労働省が定めた食品衛生法上の新基準値】

〔放射性ヨウ素〕

半減期が短く、既に検出が認められない放射性ヨウ素の基準値は設定しない。

〔放射性セシウム〕 ※放射性セシウム134 と 放射性セシウム137 の合計値

食品区分	含まれる食品の範囲	基準値
飲料水	直接飲用する水、調理に使用する水及び水との代替関係が強い飲用茶	10 Bq/kg
乳児用食品	乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和26年厚生省令第52号)の乳(牛乳、低脂肪乳、加工乳など)及び乳飲料	50 Bq/kg
牛乳	健康増進法(平成14年法律第103号)第26条第1項の規定に基づく特別用途表示食品のうち「乳児用」に適する旨の表示許可を受けたもの	50 Bq/kg
	乳児の飲食に供することを目的として販売するもの	
一般食品	上記以外の食品	100 Bq/kg

学校給食用食材の測定結果(平成28年10月第6週)

測定した全ての食材が『不検出』となり、給食への使用が可能な食材であることが確認されました。

	食材名	産地(大字)	測定日	測定結果 (単位: Bq/kg)	
				放射性セシウム134	放射性セシウム137
1	ハクサイ①	平泉町平泉	平成28年10月31日	不検出(※1)	不検出
2	ハクサイ②	平泉町長島	平成28年10月31日	不検出	不検出
3	ニンジン	平泉町長島	平成28年10月31日	不検出(※1)	不検出(※2)

- 本測定は、食品放射能測定システム CAN-OSP-NAI(日立アロカメディカル株式会社製)を使用し、測定値は60分間での値となっています。
- 本測定機器の設定は、10分間の測定で検出下限値が30Bq/kgとなっていますが、より低い検出下限値とするため、60分間測定しました。(検出下限値が10Bq/kgとなるような測定時間となっています)
- 測定値の「不検出」とは、10Bq/kg未満であったことを表します。
検出下限値は、測定する条件(室温や試料重量など)により若干の差が出ます。
※1:放射性セシウム134の検出下限値範囲は、10.1~11.7Bq/kg でした。
※2:放射性セシウム137の検出下限値は、10.6Bq/kg でした。
- 測定場所は、平泉町立平泉小学校体育館 ミーティングルーム。

【参考:厚生労働省が定めた食品衛生法上の新基準値】

〔放射性ヨウ素〕

半減期が短く、既に検出が認められない放射性ヨウ素の基準値は設定しない。

〔放射性セシウム〕 ※放射性セシウム134 と放射性セシウム137 の合計値

食品区分	含まれる食品の範囲	基準値
飲料水	直接飲用する水、調理に使用する水及び水との代替関係が強い飲用茶	10 Bq/kg
乳児用食品	乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和26年厚生省令第52号)の乳(牛乳、低脂肪乳、加工乳など)及び乳飲料	50 Bq/kg
牛乳	健康増進法(平成14年法律第103号)第26条第1項の規定に基づく特別用途表示食品のうち「乳児用」に適する旨の表示許可を受けたもの 乳児の飲食に供することを目的として販売するもの	50 Bq/kg
一般食品	上記以外の食品	100 Bq/kg

学校給食用食材の測定結果(平成28年10月第5週)

測定した全ての食材が『不検出』となり、給食への使用が可能な食材であることが確認されました。

	食材名	産地(大字)	測定日	測定結果(単位:Bq/kg)	
				放射性セシウム134	放射性セシウム137
1	タマネギ	平泉町長島	平成28年10月24日	不検出(※1)	不検出
2	ホウレンソウ	平泉町平泉	平成28年10月24日	不検出(※1)	不検出(※2)

- 本測定は、食品放射能測定システム CAN-OSP-NAI(日立アロカメディカル株式会社製)を使用し、測定値は60分間での値となっています。
- 本測定機器の設定は、10分間の測定で検出下限値が30Bq/kgとなっていますが、より低い検出下限値とするため、60分間測定しました。(検出下限値が10Bq/kgとなるような測定時間となっています)
- 測定値の「不検出」とは、10Bq/kg未満であったことを表します。
検出下限値は、測定する条件(室温や試料重量など)により若干の差が出ます。
※1:放射性セシウム134の検出下限値範囲は、10.1~11.6Bq/kg でした。
※2:放射性セシウム137の検出下限値は、10.4Bq/kg でした。
- 測定場所は、平泉町立平泉小学校体育館 ミーティングルーム。

【参考:厚生労働省が定めた食品衛生法上の新基準値】

〔放射性ヨウ素〕

半減期が短く、既に検出が認められない放射性ヨウ素の基準値は設定しない。

〔放射性セシウム〕 ※放射性セシウム134 と放射性セシウム137 の合計値

食品区分	含まれる食品の範囲	基準値
飲料水	直接飲用する水、調理に使用する水及び水との代替関係が強い飲用茶	10 Bq/kg
乳児用食品	乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和26年厚生省令第52号)の乳(牛乳、低脂肪乳、加工乳など)及び乳飲料	50 Bq/kg
牛乳	健康増進法(平成14年法律第103号)第26条第1項の規定に基づく特別用途表示食品のうち「乳児用」に適する旨の表示許可を受けたもの 乳児の飲食に供することを目的として販売するもの	50 Bq/kg
一般食品	上記以外の食品	100 Bq/kg

学校給食用食材の測定結果(平成28年10月第4週)

測定した全ての食材が『不検出』となり、給食への使用が可能な食材であることが確認されました。

	食材名	産地(大字)	測定日	測定結果 (単位: Bq/kg)	
				放射性セシウム134	放射性セシウム137
1	カボチャ	平泉町平泉	平成28年10月17日	不検出(※1)	不検出

- 本測定は、食品放射能測定システム CAN-OSP-NAI(日立アロカメディカル株式会社製)を使用し、測定値は60分間での値となっています。
- 本測定機器の設定は、10分間の測定で検出下限値が30Bq/kgとなっていますが、より低い検出下限値とするため、60分間測定しました。(検出下限値が10Bq/kgとなるような測定時間となっています)
- 測定値の「不検出」とは、10Bq/kg未満であったことを表します。
検出下限値は、測定する条件(室温や試料重量など)により若干の差が出ます。
※1:放射性セシウム134の検出下限値は、10.1Bq/kg でした。
- 測定場所は、平泉町立平泉小学校体育館 ミーティングルーム。

【参考:厚生労働省が定めた食品衛生法上の新基準値】

〔放射性ヨウ素〕

半減期が短く、既に検出が認められない放射性ヨウ素の基準値は設定しない。

〔放射性セシウム〕 ※放射性セシウム134 と 放射性セシウム137 の合計値

食品区分	含まれる食品の範囲	基準値
飲料水	直接飲用する水、調理に使用する水及び水との代替関係が強い飲用茶	10 Bq/kg
乳児用食品	乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和26年厚生省令第52号)の乳(牛乳、低脂肪乳、加工乳など)及び乳飲料	50 Bq/kg
牛乳	健康増進法(平成14年法律第103号)第26条第1項の規定に基づく特別用途表示食品のうち「乳児用」に適する旨の表示許可を受けたもの	50 Bq/kg
	乳児の飲食に供することを目的として販売するもの	
一般食品	上記以外の食品	100 Bq/kg

学校給食用食材の測定結果(平成28年10月第3週)

測定した全ての食材が『不検出』となり、給食への使用が可能な食材であることが確認されました。

	食材名	産地(大字)	測定日	測定結果 (単位: Bq/kg)	
				放射性セシウム134	放射性セシウム137
1	サツマイモ	平泉町長島	平成28年10月11日	不検出(※1)	不検出
2	ニンジン①	平泉町平泉	平成28年10月11日	不検出(※1)	不検出
3	ニンジン②	平泉町平泉	平成28年10月11日	不検出	不検出
4	ジャガイモ	平泉町平泉	平成28年10月11日	不検出	不検出
5	カボチャ①	平泉町平泉	平成28年10月13日	不検出(※1)	不検出
6	カボチャ②	平泉町長島	平成28年10月11日	不検出(※1)	不検出

- 本測定は、食品放射能測定システム CAN-OSP-NAI(日立アロカメディカル株式会社製)を使用し、測定値は60分間での値となっています。
- 本測定機器の設定は、10分間の測定で検出下限値が30Bq/kgとなっていますが、より低い検出下限値とするため、60分間測定しました。(検出下限値が10Bq/kgとなるような測定時間となっています)
- 測定値の「不検出」とは、10Bq/kg未満であったことを表します。
検出下限値は、測定する条件(室温や試料重量など)により若干の差が出ます。
※1: 放射性セシウム134の検出下限値範囲は、10.1~10.7Bq/kg でした。
- 測定場所は、平泉町立平泉小学校体育館 ミーティングルーム。

【参考: 厚生労働省が定めた食品衛生法上の新基準値】

〔放射性ヨウ素〕

半減期が短く、既に検出が認められない放射性ヨウ素の基準値は設定しない。

〔放射性セシウム〕 ※放射性セシウム134 と 放射性セシウム137 の合計値

食品区分	含まれる食品の範囲	基準値
飲料水	直接飲用する水、調理に使用する水及び水との代替関係が強い飲用茶	10 Bq/kg
乳児用食品	乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和26年厚生省令第52号)の乳(牛乳、低脂肪乳、加工乳など)及び乳飲料	50 Bq/kg
牛乳	健康増進法(平成14年法律第103号)第26条第1項の規定に基づく特別用途表示食品のうち「乳児用」に適する旨の表示許可を受けたもの 乳児の飲食に供することを目的として販売するもの	50 Bq/kg
一般食品	上記以外の食品	100 Bq/kg

学校給食用食材の測定結果(平成28年10月第2週)

測定した全ての食材が『不検出』となり、給食への使用が可能な食材であることが確認されました。

	食材名	産地(大字)	測定日	測定結果 (単位: Bq/kg)	
				放射性セシウム134	放射性セシウム137
1	ネギ①	平泉町平泉	平成28年10月3日	不検出(※1)	不検出
2	ネギ②	平泉町平泉	平成28年10月3日	不検出(※1)	不検出
3	サツマイモ	平泉町長島	平成28年10月3日	不検出(※1)	不検出

- 本測定は、食品放射能測定システム CAN-OSP-NAI(日立アロカメディカル株式会社製)を使用し、測定値は60分間での値となっています。
- 本測定機器の設定は、10分間の測定で検出下限値が30Bq/kgとなっていますが、より低い検出下限値とするため、60分間測定しました。(検出下限値が10Bq/kgとなるような測定時間となっています)
- 測定値の「不検出」とは、10Bq/kg未満であったことを表します。
検出下限値は、測定する条件(室温や試料重量など)により若干の差が出ます。
※1:放射性セシウム134の検出下限値範囲は、10.7~10.9Bq/kgでした。
- 測定場所は、平泉町立平泉小学校体育館 ミーティングルーム。

【参考:厚生労働省が定めた食品衛生法上の新基準値】

〔放射性ヨウ素〕

半減期が短く、既に検出が認められない放射性ヨウ素の基準値は設定しない。

〔放射性セシウム〕 ※放射性セシウム134 と放射性セシウム137 の合計値

食品区分	含まれる食品の範囲	基準値
飲料水	直接飲用する水、調理に使用する水及び水との代替関係が強い飲用茶	10 Bq/kg
乳児用食品	乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和26年厚生省令第52号)の乳(牛乳、低脂肪乳、加工乳など)及び乳飲料	50 Bq/kg
牛乳	健康増進法(平成14年法律第103号)第26条第1項の規定に基づく特別用途表示食品のうち「乳児用」に適する旨の表示許可を受けたもの 乳児の飲食に供することを目的として販売するもの	50 Bq/kg
一般食品	上記以外の食品	100 Bq/kg

学校給食用食材の測定結果(平成28年9月第5週)

測定した全ての食材が『不検出』となり、給食への使用が可能な食材であることが確認されました。

	食材名	産地(大字)	測定日	測定結果 (単位: Bq/kg)	
				放射性セシウム134	放射性セシウム137
1	リンゴ	平泉町長島	平成28年9月26日	不検出(※1)	不検出

- 本測定は、食品放射能測定システム CAN-OSP-NAI(日立アロカメディカル株式会社製)を使用し、測定値は60分間での値となっています。
- 本測定機器の設定は、10分間の測定で検出下限値が30Bq/kgとなっていますが、より低い検出下限値とするため、60分間測定しました。(検出下限値が10Bq/kgとなるような測定時間となっています)
- 測定値の「不検出」とは、10Bq/kg未満であったことを表します。
検出下限値は、測定する条件(室温や試料重量など)により若干の差が出ます。
※1:放射性セシウム134の検出下限値は、10.2Bq/kg でした。
- 測定場所は、平泉町立平泉小学校体育館 ミーティングルーム。

【参考:厚生労働省が定めた食品衛生法上の新基準値】

〔放射性ヨウ素〕

半減期が短く、既に検出が認められない放射性ヨウ素の基準値は設定しない。

〔放射性セシウム〕 ※放射性セシウム134 と 放射性セシウム137 の合計値

食品区分	含まれる食品の範囲	基準値
飲料水	直接飲用する水、調理に使用する水及び水との代替関係が強い飲用茶	10 Bq/kg
乳児用食品	乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和26年厚生省令第52号)の乳(牛乳、低脂肪乳、加工乳など)及び乳飲料	50 Bq/kg
牛乳	健康増進法(平成14年法律第103号)第26条第1項の規定に基づく特別用途表示食品のうち「乳児用」に適する旨の表示許可を受けたもの	50 Bq/kg
	乳児の飲食に供することを目的として販売するもの	
一般食品	上記以外の食品	100 Bq/kg

学校給食用食材の測定結果(平成28年9月第4週)

測定した全ての食材が『不検出』となり、給食への使用が可能な食材であることが確認されました。

	食材名	産地(大字)	測定日	測定結果 (単位: Bq/kg)	
				放射性セシウム134	放射性セシウム137
1	サトイモ	平泉町長島	平成28年9月20日	不検出(※1)	不検出(※2)
2	カボチャ	平泉町平泉	平成28年9月20日	不検出(※1)	不検出
3	ナガネギ	平泉町平泉	平成28年9月20日	不検出(※1)	不検出(※2)

- 本測定は、食品放射能測定システム CAN-OSP-NAI(日立アロカメディカル株式会社製)を使用し、測定値は60分間での値となっています。
- 本測定機器の設定は、10分間の測定で検出下限値が30Bq/kgとなっていますが、より低い検出下限値とするため、60分間測定しました。(検出下限値が10Bq/kgとなるような測定時間となっています)
- 測定値の「不検出」とは、10Bq/kg未満であったことを表します。
検出下限値は、測定する条件(室温や試料重量など)により若干の差が出ます。
※1:放射性セシウム134の検出下限値範囲は、10.9～12.3Bq/kg でした。
※2:放射性セシウム137の検出下限値範囲は、10.1～11.0Bq/kg でした。
- 測定場所は、平泉町立平泉小学校体育館 ミーティングルーム。

【参考:厚生労働省が定めた食品衛生法上の新基準値】

〔放射性ヨウ素〕

半減期が短く、既に検出が認められない放射性ヨウ素の基準値は設定しない。

〔放射性セシウム〕 ※放射性セシウム134 と放射性セシウム137 の合計値

食品区分	含まれる食品の範囲	基準値
飲料水	直接飲用する水、調理に使用する水及び水との代替関係が強い飲用茶	10 Bq/kg
乳児用食品	乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和26年厚生省令第52号)の乳(牛乳、低脂肪乳、加工乳など)及び乳飲料	50 Bq/kg
牛乳	健康増進法(平成14年法律第103号)第26条第1項の規定に基づく特別用途表示食品のうち「乳児用」に適する旨の表示許可を受けたもの 乳児の飲食に供することを目的として販売するもの	50 Bq/kg
一般食品	上記以外の食品	100 Bq/kg

学校給食用食材の測定結果(平成28年9月第3週)

測定した全ての食材が『不検出』となり、給食への使用が可能な食材であることが確認されました。

	食材名	産地(大字)	測定日	測定結果 (単位: Bq/kg)	
				放射性セシウム134	放射性セシウム137
1	リンゴ①	平泉町長島	平成28年9月12日	不検出	不検出
2	リンゴ②	平泉町長島	平成28年9月12日	不検出(※1)	不検出
3	タマネギ	平泉町平泉	平成28年9月12日	不検出(※1)	不検出

- 本測定は、食品放射能測定システム CAN-OSP-NAI(日立アロカメディカル株式会社製)を使用し、測定値は60分間での値となっています。
- 本測定機器の設定は、10分間の測定で検出下限値が30Bq/kgとなっていますが、より低い検出下限値とするため、60分間測定しました。(検出下限値が10Bq/kgとなるような測定時間となっています)
- 測定値の「不検出」とは、10Bq/kg未満であったことを表します。
検出下限値は、測定する条件(室温や試料重量など)により若干の差が出ます。
※1: 放射性セシウム134の検出下限値範囲は、10.1~10.6Bq/kg でした。
- 測定場所は、平泉町立平泉小学校体育館 ミーティングルーム。

【参考: 厚生労働省が定めた食品衛生法上の新基準値】

〔放射性ヨウ素〕

半減期が短く、既に検出が認められない放射性ヨウ素の基準値は設定しない。

〔放射性セシウム〕 ※放射性セシウム134 と 放射性セシウム137 の合計値

食品区分	含まれる食品の範囲	基準値
飲料水	直接飲用する水、調理に使用する水及び水との代替関係が強い飲用茶	10 Bq/kg
乳児用食品	乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和26年厚生省令第52号)の乳(牛乳、低脂肪乳、加工乳など)及び乳飲料	50 Bq/kg
牛乳	健康増進法(平成14年法律第103号)第26条第1項の規定に基づく特別用途表示食品のうち「乳児用」に適する旨の表示許可を受けたもの 乳児の飲食に供することを目的として販売するもの	50 Bq/kg
一般食品	上記以外の食品	100 Bq/kg

学校給食用食材の測定結果(平成28年9月第2週)

測定した全ての食材が『不検出』となり、給食への使用が可能な食材であることが確認されました。

	食材名	産地(大字)	測定日	測定結果(単位: Bq/kg)	
				放射性セシウム134	放射性セシウム137
1	ナシ	平泉町長島	平成28年9月5日	不検出(※1)	不検出(※2)
2	ゴボウ	平泉町長島	平成28年9月5日	不検出(※1)	不検出(※2)
3	キュウリ	平泉町平泉	平成28年9月5日	不検出(※1)	不検出
4	カボチャ	平泉町平泉	平成28年9月5日	不検出(※1)	不検出
5	ネギ	平泉町平泉	平成28年9月5日	不検出	不検出
6	リンゴ	平泉町長島	平成28年9月6日	不検出(※1)	不検出

- 本測定は、食品放射能測定システム CAN-OSP-NAI(日立アロカメディカル株式会社製)を使用し、測定値は60分間での値となっています。
- 本測定機器の設定は、10分間の測定で検出下限値が30Bq/kgとなっていますが、より低い検出下限値とするため、60分間測定しました。(検出下限値が10Bq/kgとなるような測定時間となっています)
- 測定値の「不検出」とは、10Bq/kg未満であったことを表します。
 検出下限値は、測定する条件(室温や試料重量など)により若干の差が出ます。
 ※1: 放射性セシウム134の検出下限値範囲は、10.1~11.8Bq/kg でした。
 ※2: 放射性セシウム137の検出下限値範囲は、10.2~10.9Bq/kg でした。
- 測定場所は、平泉町立平泉小学校体育館 ミーティングルーム。

【参考: 厚生労働省が定めた食品衛生法上の新基準値】

〔放射性ヨウ素〕

半減期が短く、既に検出が認められない放射性ヨウ素の基準値は設定しない。

〔放射性セシウム〕 ※放射性セシウム134 と 放射性セシウム137 の合計値

食品区分	含まれる食品の範囲	基準値
飲料水	直接飲用する水、調理に使用する水及び水との代替関係が強い飲用茶	10 Bq/kg
乳児用食品	乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和26年厚生省令第52号)の乳(牛乳、低脂肪乳、加工乳など)及び乳飲料	50 Bq/kg
牛乳	健康増進法(平成14年法律第103号)第26条第1項の規定に基づく特別用途表示食品のうち「乳児用」に適する旨の表示許可を受けたもの	50 Bq/kg
	乳児の飲食に供することを目的として販売するもの	
一般食品	上記以外の食品	100 Bq/kg

学校給食用食材の測定結果(平成28年8月第5週)

測定した全ての食材が『不検出』となり、給食への使用が可能な食材であることが確認されました。

	食材名	産地(大字)	測定日	測定結果 (単位: Bq/kg)	
				放射性セシウム134	放射性セシウム137
1	ジャガイモ	平泉町長島	平成28年8月29日	不検出	不検出

- 本測定は、食品放射能測定システム CAN-OSP-NAI(日立アロカメディカル株式会社製)を使用し、測定値は60分間での値となっています。
- 本測定機器の設定は、10分間の測定で検出下限値が30Bq/kgとなっていますが、より低い検出下限値とするため、60分間測定しました。(検出下限値が10Bq/kgとなるような測定時間となっています)
- 測定値の「不検出」とは、10Bq/kg未満であったことを表します。
検出下限値は、測定する条件(室温や試料重量など)により若干の差が出ます。
- 測定場所は、平泉町立平泉小学校体育館 ミーティングルーム。

【参考:厚生労働省が定めた食品衛生法上の新基準値】

〔放射性ヨウ素〕

半減期が短く、既に検出が認められない放射性ヨウ素の基準値は設定しない。

〔放射性セシウム〕 ※放射性セシウム134 と 放射性セシウム137 の合計値

食品区分	含まれる食品の範囲	基準値
飲料水	直接飲用する水、調理に使用する水及び水との代替関係が強い飲用茶	10 Bq/kg
乳児用食品	乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和26年厚生省令第52号)の乳(牛乳、低脂肪乳、加工乳など)及び乳飲料	50 Bq/kg
牛乳	健康増進法(平成14年法律第103号)第26条第1項の規定に基づく特別用途表示食品のうち「乳児用」に適する旨の表示許可を受けたもの	50 Bq/kg
	乳児の飲食に供することを目的として販売するもの	
一般食品	上記以外の食品	100 Bq/kg

学校給食用食材の測定結果(平成28年8月第4週)

測定した全ての食材が『不検出』となり、給食への使用が可能な食材であることが確認されました。

	食材名	産地(大字)	測定日	測定結果 (単位: Bq/kg)	
				放射性セシウム134	放射性セシウム137
1	ユウガオ①	平泉町長島	平成28年8月22日	不検出	不検出
2	ユウガオ②	平泉町平泉	平成28年8月22日	不検出(※1)	不検出

- 本測定は、食品放射能測定システム CAN-OSP-NAI(日立アロカメディカル株式会社製)を使用し、測定値は60分間での値となっています。
- 本測定機器の設定は、10分間の測定で検出下限値が30Bq/kgとなっていますが、より低い検出下限値とするため、60分間測定しました。(検出下限値が10Bq/kgとなるような測定時間となっています)
- 測定値の「不検出」とは、10Bq/kg未満であったことを表します。
検出下限値は、測定する条件(室温や試料重量など)により若干の差が出ます。
※1: 放射性セシウム134の検出下限値は、10.1Bq/kg でした。
- 測定場所は、平泉町立平泉小学校体育館 ミーティングルーム。

【参考: 厚生労働省が定めた食品衛生法上の新基準値】

〔放射性ヨウ素〕

半減期が短く、既に検出が認められない放射性ヨウ素の基準値は設定しない。

〔放射性セシウム〕 ※放射性セシウム134 と 放射性セシウム137 の合計値

食品区分	含まれる食品の範囲	基準値
飲料水	直接飲用する水、調理に使用する水及び水との代替関係が強い飲用茶	10 Bq/kg
乳児用食品	乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和26年厚生省令第52号)の乳(牛乳、低脂肪乳、加工乳など)及び乳飲料	50 Bq/kg
牛乳	健康増進法(平成14年法律第103号)第26条第1項の規定に基づく特別用途表示食品のうち「乳児用」に適する旨の表示許可を受けたもの 乳児の飲食に供することを目的として販売するもの	50 Bq/kg
一般食品	上記以外の食品	100 Bq/kg

学校給食用食材の測定結果(平成28年8月第3週)

測定した全ての食材が『不検出』となり、給食への使用が可能な食材であることが確認されました。

	食材名	産地(大字)	測定日	測定結果 (単位: Bq/kg)	
				放射性セシウム134	放射性セシウム137
1	ユウガオ	平泉町長島	平成28年8月15日	不検出(※1)	不検出(※2)
2	タマネギ	平泉町長島	平成28年8月15日	不検出	不検出

- 本測定は、食品放射能測定システム CAN-OSP-NAI(日立アロカメディカル株式会社製)を使用し、測定値は60分間での値となっています。
- 本測定機器の設定は、10分間の測定で検出下限値が30Bq/kgとなっていますが、より低い検出下限値とするため、60分間測定しました。(検出下限値が10Bq/kgとなるような測定時間となっています)
- 測定値の「不検出」とは、10Bq/kg未満であったことを表します。
検出下限値は、測定する条件(室温や試料重量など)により若干の差が出ます。
※1:放射性セシウム134の検出下限値は、11.3Bq/kg でした。
※2:放射性セシウム137の検出下限値は、10.4Bq/kg でした。
- 測定場所は、平泉町立平泉小学校体育館 ミーティングルーム。

【参考:厚生労働省が定めた食品衛生法上の新基準値】

〔放射性ヨウ素〕

半減期が短く、既に検出が認められない放射性ヨウ素の基準値は設定しない。

〔放射性セシウム〕 ※放射性セシウム134 と放射性セシウム137 の合計値

食品区分	含まれる食品の範囲	基準値
飲料水	直接飲用する水、調理に使用する水及び水との代替関係が強い飲用茶	10 Bq/kg
乳児用食品	乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和26年厚生省令第52号)の乳(牛乳、低脂肪乳、加工乳など)及び乳飲料	50 Bq/kg
牛乳	健康増進法(平成14年法律第103号)第26条第1項の規定に基づく特別用途表示食品のうち「乳児用」に適する旨の表示許可を受けたもの 乳児の飲食に供することを目的として販売するもの	50 Bq/kg
一般食品	上記以外の食品	100 Bq/kg

学校給食用食材の測定結果(平成28年8月第2週)

測定した全ての食材が『不検出』となり、給食への使用が可能な食材であることが確認されました。

	食材名	産地(大字)	測定日	測定結果(単位:Bq/kg)	
				放射性セシウム134	放射性セシウム137
1	サヤインゲン	平泉町平泉	平成28年8月8日	不検出(※1)	不検出
2	ニンジン	平泉町平泉	平成28年8月8日	不検出(※1)	不検出(※2)
3	カボチャ	平泉町長島	平成28年8月8日	不検出(※1)	不検出
4	トマト	平泉町長島	平成28年8月8日	不検出(※1)	不検出(※2)
5	タマネギ	平泉町長島	平成28年8月8日	不検出(※1)	不検出
6	ジャガイモ	平泉町長島	平成28年8月9日	不検出	不検出

- 本測定は、食品放射能測定システム CAN-OSP-NAI(日立アロカメディカル株式会社製)を使用し、測定値は60分間での値となっています。
- 本測定機器の設定は、10分間の測定で検出下限値が30Bq/kgとなっていますが、より低い検出下限値とするため、60分間測定しました。(検出下限値が10Bq/kgとなるような測定時間となっています)
- 測定値の「不検出」とは、10Bq/kg未満であったことを表します。
検出下限値は、測定する条件(室温や試料重量など)により若干の差が出ます。
※1:放射性セシウム134の検出下限値範囲は、10.1~12.0Bq/kg でした。
※2:放射性セシウム137の検出下限値範囲は、10.3~10.8Bq/kg でした。
- 測定場所は、平泉町立平泉小学校体育館 ミーティングルーム。

【参考:厚生労働省が定めた食品衛生法上の新基準値】

〔放射性ヨウ素〕

半減期が短く、既に検出が認められない放射性ヨウ素の基準値は設定しない。

〔放射性セシウム〕 ※放射性セシウム134 と 放射性セシウム137 の合計値

食品区分	含まれる食品の範囲	基準値
飲料水	直接飲用する水、調理に使用する水及び水との代替関係が強い飲用茶	10 Bq/kg
乳児用食品	乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和26年厚生省令第52号)の乳(牛乳、低脂肪乳、加工乳など)及び乳飲料	50 Bq/kg
牛乳	健康増進法(平成14年法律第103号)第26条第1項の規定に基づく特別用途表示食品のうち「乳児用」に適する旨の表示許可を受けたもの 乳児の飲食に供することを目的として販売するもの	50 Bq/kg
一般食品	上記以外の食品	100 Bq/kg

学校給食用食材の測定結果(平成28年8月第1週)

測定した全ての食材が『不検出』となり、給食への使用が可能な食材であることが確認されました。

	食材名	産地(大字)	測定日	測定結果 (単位: Bq/kg)	
				放射性セシウム134	放射性セシウム137
1	ミニトマト	平泉町長島	平成28年8月1日	不検出(※1)	不検出
2	キュウリ	平泉町長島	平成28年8月2日	不検出(※1)	不検出

- 本測定は、食品放射能測定システム CAN-OSP-NAI(日立アロカメディカル株式会社製)を使用し、測定値は60分間での値となっています。
- 本測定機器の設定は、10分間の測定で検出下限値が30Bq/kgとなっていますが、より低い検出下限値とするため、60分間測定しました。(検出下限値が10Bq/kgとなるような測定時間となっています)
- 測定値の「不検出」とは、10Bq/kg未満であったことを表します。
検出下限値は、測定する条件(室温や試料重量など)により若干の差が出ます。
※1: 放射性セシウム134の検出下限値範囲は、10.3~10.7Bq/kg でした。
- 測定場所は、平泉町立平泉小学校体育館 ミーティングルーム。

【参考: 厚生労働省が定めた食品衛生法上の新基準値】

〔放射性ヨウ素〕

半減期が短く、既に検出が認められない放射性ヨウ素の基準値は設定しない。

〔放射性セシウム〕 ※放射性セシウム134 と 放射性セシウム137 の合計値

食品区分	含まれる食品の範囲	基準値
飲料水	直接飲用する水、調理に使用する水及び水との代替関係が強い飲用茶	10 Bq/kg
乳児用食品	乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和26年厚生省令第52号)の乳(牛乳、低脂肪乳、加工乳など)及び乳飲料	50 Bq/kg
牛乳	健康増進法(平成14年法律第103号)第26条第1項の規定に基づく特別用途表示食品のうち「乳児用」に適する旨の表示許可を受けたもの 乳児の飲食に供することを目的として販売するもの	50 Bq/kg
一般食品	上記以外の食品	100 Bq/kg

学校給食用食材の測定結果(平成28年7月第5週)

測定した全ての食材が『不検出』となり、給食への使用が可能な食材であることが確認されました。

	食材名	産地(大字)	測定日	測定結果 (単位: Bq/kg)	
				放射性セシウム134	放射性セシウム137
1	サヤインゲン	平泉町平泉	平成28年7月25日	不検出(※1)	不検出(※2)

- 本測定は、食品放射能測定システム CAN-OSP-NAI(日立アロカメディカル株式会社製)を使用し、測定値は60分間での値となっています。
- 本測定機器の設定は、10分間の測定で検出下限値が30Bq/kgとなっていますが、より低い検出下限値とするため、60分間測定しました。(検出下限値が10Bq/kgとなるような測定時間となっています)
- 測定値の「不検出」とは、10Bq/kg未満であったことを表します。
 検出下限値は、測定する条件(室温や試料重量など)により若干の差が出ます。
 ※1:放射性セシウム134の検出下限値は、11.8Bq/kg でした。
 ※2:放射性セシウム137の検出下限値は、10.6Bq/kg でした。
- 測定場所は、平泉町立平泉小学校体育館 ミーティングルーム。

【参考:厚生労働省が定めた食品衛生法上の新基準値】

〔放射性ヨウ素〕

半減期が短く、既に検出が認められない放射性ヨウ素の基準値は設定しない。

〔放射性セシウム〕 ※放射性セシウム134 と 放射性セシウム137 の合計値

食品区分	含まれる食品の範囲	基準値
飲料水	直接飲用する水、調理に使用する水及び水との代替関係が強い飲用茶	10 Bq/kg
乳児用食品	乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和26年厚生省令第52号)の乳(牛乳、低脂肪乳、加工乳など)及び乳飲料	50 Bq/kg
牛乳	健康増進法(平成14年法律第103号)第26条第1項の規定に基づく特別用途表示食品のうち「乳児用」に適する旨の表示許可を受けたもの 乳児の飲食に供することを目的として販売するもの	50 Bq/kg
一般食品	上記以外の食品	100 Bq/kg

学校給食用食材の測定結果(平成28年7月第4週)

測定した全ての食材が『不検出』となり、給食への使用が可能な食材であることが確認されました。

	食材名	産地(大字)	測定日	測定結果 (単位: Bq/kg)	
				放射性セシウム134	放射性セシウム137
1	トマト①	平泉町長島	平成28年7月19日	不検出	不検出
2	トマト②	平泉町長島	平成28年7月19日	不検出	不検出
3	ジャガイモ	平泉町長島	平成28年7月19日	不検出	不検出

- 本測定は、食品放射能測定システム CAN-OSP-NAI(日立アロカメディカル株式会社製)を使用し、測定値は60分間での値となっています。
- 本測定機器の設定は、10分間の測定で検出下限値が30Bq/kgとなっていますが、より低い検出下限値とするため、60分間測定しました。(検出下限値が10Bq/kgとなるような測定時間となっています)
- 測定値の「不検出」とは、10Bq/kg未満であったことを表します。
検出下限値は、測定する条件(室温や試料重量など)により若干の差が出ます。
- 測定場所は、平泉町立平泉小学校体育館 ミーティングルーム。

【参考:厚生労働省が定めた食品衛生法上の新基準値】

〔放射性ヨウ素〕

半減期が短く、既に検出が認められない放射性ヨウ素の基準値は設定しない。

〔放射性セシウム〕 ※放射性セシウム134 と 放射性セシウム137 の合計値

食品区分	含まれる食品の範囲	基準値
飲料水	直接飲用する水、調理に使用する水及び水との代替関係が強い飲用茶	10 Bq/kg
乳児用食品	乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和26年厚生省令第52号)の乳(牛乳、低脂肪乳、加工乳など)及び乳飲料	50 Bq/kg
牛乳	健康増進法(平成14年法律第103号)第26条第1項の規定に基づく特別用途表示食品のうち「乳児用」に適する旨の表示許可を受けたもの 乳児の飲食に供することを目的として販売するもの	50 Bq/kg
一般食品	上記以外の食品	100 Bq/kg

学校給食用食材の測定結果(平成28年7月第3週)

測定した全ての食材が『不検出』となり、給食への使用が可能な食材であることが確認されました。

	食材名	産地(大字)	測定日	測定結果 (単位: Bq/kg)	
				放射性セシウム134	放射性セシウム137
1	ジャガイモ①	平泉町平泉	平成28年7月11日	不検出(※1)	不検出
2	ジャガイモ②	平泉町長島	平成28年7月11日	不検出(※1)	不検出
3	ジャガイモ③	平泉町長島	平成28年7月11日	不検出(※1)	不検出

- 本測定は、食品放射能測定システム CAN-OSP-NAI(日立アロカメディカル株式会社製)を使用し、測定値は60分間での値となっています。
- 本測定機器の設定は、10分間の測定で検出下限値が30Bq/kgとなっていますが、より低い検出下限値とするため、60分間測定しました。(検出下限値が10Bq/kgとなるような測定時間となっています)
- 測定値の「不検出」とは、10Bq/kg未満であったことを表します。
検出下限値は、測定する条件(室温や試料重量など)により若干の差が出ます。
※1:放射性セシウム134の検出下限値範囲は、10.4~10.9Bq/kgでした。
- 測定場所は、平泉町立平泉小学校体育館 ミーティングルーム。

【参考:厚生労働省が定めた食品衛生法上の新基準値】

〔放射性ヨウ素〕

半減期が短く、既に検出が認められない放射性ヨウ素の基準値は設定しない。

〔放射性セシウム〕 ※放射性セシウム134 と放射性セシウム137 の合計値

食品区分	含まれる食品の範囲	基準値
飲料水	直接飲用する水、調理に使用する水及び水との代替関係が強い飲用茶	10 Bq/kg
乳児用食品	乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和26年厚生省令第52号)の乳(牛乳、低脂肪乳、加工乳など)及び乳飲料	50 Bq/kg
牛乳	健康増進法(平成14年法律第103号)第26条第1項の規定に基づく特別用途表示食品のうち「乳児用」に適する旨の表示許可を受けたもの 乳児の飲食に供することを目的として販売するもの	50 Bq/kg
一般食品	上記以外の食品	100 Bq/kg

学校給食用食材の測定結果(平成28年7月第2週)

測定した全ての食材が『不検出』となり、給食への使用が可能な食材であることが確認されました。

	食材名	産地(大字)	測定日	測定結果 (単位: Bq/kg)	
				放射性セシウム134	放射性セシウム137
1	ピーマン	平泉町長島	平成28年7月4日	不検出	不検出
2	ジャガイモ①	平泉町平泉	平成28年7月4日	不検出	不検出
3	ジャガイモ②	平泉町平泉	平成28年7月4日	不検出	不検出
4	インゲン	平泉町平泉	平成28年7月4日	不検出	不検出
5	タケノコ	平泉町平泉	平成28年7月4日	不検出	不検出
6	タマネギ	平泉町長島	平成28年7月5日	不検出	不検出
7	キュウリ	平泉町平泉	平成28年7月5日	不検出	不検出
8	トマト	平泉町平泉	平成28年7月5日	不検出	不検出

- 本測定は、食品放射能測定システム CAN-OSP-NAI(日立アロカメディカル株式会社製)を使用し、測定値は60分間での値となっています。
- 本測定機器の設定は、10分間の測定で検出下限値が30Bq/kgとなっていますが、より低い検出下限値とするため、60分間測定しました。(検出下限値が10Bq/kgとなるような測定時間となっています)
- 測定値の「不検出」とは、10Bq/kg未満であったことを表します。
検出下限値は、測定する条件(室温や試料重量など)により若干の差が出ます。
- 測定場所は、平泉町立平泉小学校体育館 ミーティングルーム。

【参考:厚生労働省が定めた食品衛生法上の新基準値】

〔放射性ヨウ素〕

半減期が短く、既に検出が認められない放射性ヨウ素の基準値は設定しない。

〔放射性セシウム〕 ※放射性セシウム134 と 放射性セシウム137 の合計値

食品区分	含まれる食品の範囲	基準値
飲料水	直接飲用する水、調理に使用する水及び水との代替関係が強い飲用茶	10 Bq/kg
乳児用食品	乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和26年厚生省令第52号)の乳(牛乳、低脂肪乳、加工乳など)及び乳飲料	50 Bq/kg
牛乳	健康増進法(平成14年法律第103号)第26条第1項の規定に基づく特別用途表示食品のうち「乳児用」に適する旨の表示許可を受けたもの 乳児の飲食に供することを目的として販売するもの	50 Bq/kg
一般食品	上記以外の食品	100 Bq/kg

学校給食用食材の測定結果(平成28年6月第5週)

測定した全ての食材が『不検出』となり、給食への使用が可能な食材であることが確認されました。

	食材名	産地(大字)	測定日	測定結果 (単位: Bq/kg)	
				放射性セシウム134	放射性セシウム137
1	タマネギ	平泉町平泉	平成28年6月27日	不検出	不検出
2	ジャガイモ	平泉町平泉	平成28年6月27日	不検出(※1)	不検出
3	キュウリ	平泉町平泉	平成28年6月27日	不検出(※1)	不検出

- 本測定は、食品放射能測定システム CAN-OSP-NAI(日立アロカメディカル株式会社製)を使用し、測定値は60分間での値となっています。
- 本測定機器の設定は、10分間の測定で検出下限値が30Bq/kgとなっていますが、より低い検出下限値とするため、60分間測定しました。(検出下限値が10Bq/kgとなるような測定時間となっています)
- 測定値の「不検出」とは、10Bq/kg未満であったことを表します。
検出下限値は、測定する条件(室温や試料重量など)により若干の差が出ます。
※1:放射性セシウム134の検出下限値範囲は、10.2~10.6Bq/kgでした。
- 測定場所は、平泉町立平泉小学校体育館 ミーティングルーム。

【参考:厚生労働省が定めた食品衛生法上の新基準値】

〔放射性ヨウ素〕

半減期が短く、既に検出が認められない放射性ヨウ素の基準値は設定しない。

〔放射性セシウム〕 ※放射性セシウム134 と放射性セシウム137 の合計値

食品区分	含まれる食品の範囲	基準値
飲料水	直接飲用する水、調理に使用する水及び水との代替関係が強い飲用茶	10 Bq/kg
乳児用食品	乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和26年厚生省令第52号)の乳(牛乳、低脂肪乳、加工乳など)及び乳飲料	50 Bq/kg
牛乳	健康増進法(平成14年法律第103号)第26条第1項の規定に基づく特別用途表示食品のうち「乳児用」に適する旨の表示許可を受けたもの 乳児の飲食に供することを目的として販売するもの	50 Bq/kg
一般食品	上記以外の食品	100 Bq/kg

学校給食用食材の測定結果(平成28年6月第4週)

測定した全ての食材が『不検出』となり、給食への使用が可能な食材であることが確認されました。

	食材名	産地(大字)	測定日	測定結果 (単位: Bq/kg)	
				放射性セシウム134	放射性セシウム137
1	タマネギ	平泉町長島	平成28年6月20日	不検出	不検出
2	ナス	平泉町長島	平成28年6月20日	不検出(※1)	不検出

- 本測定は、食品放射能測定システム CAN-OSP-NAI(日立アロカメディカル株式会社製)を使用し、測定値は60分間での値となっています。
- 本測定機器の設定は、10分間の測定で検出下限値が30Bq/kgとなっていますが、より低い検出下限値とするため、60分間測定しました。(検出下限値が10Bq/kgとなるような測定時間となっています)
- 測定値の「不検出」とは、10Bq/kg未満であったことを表します。
検出下限値は、測定する条件(室温や試料重量など)により若干の差が出ます。
※1: 放射性セシウム134の検出下限値は、10.4Bq/kg でした。
- 測定場所は、平泉町立平泉小学校体育館 ミーティングルーム。

【参考: 厚生労働省が定めた食品衛生法上の新基準値】

〔放射性ヨウ素〕

半減期が短く、既に検出が認められない放射性ヨウ素の基準値は設定しない。

〔放射性セシウム〕 ※放射性セシウム134 と 放射性セシウム137 の合計値

食品区分	含まれる食品の範囲	基準値
飲料水	直接飲用する水、調理に使用する水及び水との代替関係が強い飲用茶	10 Bq/kg
乳児用食品	乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和26年厚生省令第52号)の乳(牛乳、低脂肪乳、加工乳など)及び乳飲料	50 Bq/kg
牛乳	健康増進法(平成14年法律第103号)第26条第1項の規定に基づく特別用途表示食品のうち「乳児用」に適する旨の表示許可を受けたもの 乳児の飲食に供することを目的として販売するもの	50 Bq/kg
一般食品	上記以外の食品	100 Bq/kg

学校給食用食材の測定結果(平成28年6月第3週)

測定した全ての食材が『不検出』となり、給食への使用が可能な食材であることが確認されました。

	食材名	産地(大字)	測定日	測定結果 (単位: Bq/kg)	
				放射性セシウム134	放射性セシウム137
1	タマネギ①	平泉町平泉	平成28年6月13日	不検出(※1)	不検出
2	タマネギ②	平泉町平泉	平成28年6月13日	不検出(※1)	不検出
3	タマネギ③	平泉町長島	平成28年6月13日	不検出(※1)	不検出
4	タマネギ④	平泉町長島	平成28年6月13日	不検出	不検出

- 本測定は、食品放射能測定システム CAN-OSP-NAI(日立アロカメディカル株式会社製)を使用し、測定値は60分間での値となっています。
- 本測定機器の設定は、10分間の測定で検出下限値が30Bq/kgとなっていますが、より低い検出下限値とするため、60分間測定しました。(検出下限値が10Bq/kgとなるような測定時間となっています)
- 測定値の「不検出」とは、10Bq/kg未満であったことを表します。
検出下限値は、測定する条件(室温や試料重量など)により若干の差が出ます。
※1:放射性セシウム134の検出下限値範囲は、10.1~10.7Bq/kg でした。
- 測定場所は、平泉町立平泉小学校体育館 ミーティングルーム。

【参考:厚生労働省が定めた食品衛生法上の新基準値】

〔放射性ヨウ素〕

半減期が短く、既に検出が認められない放射性ヨウ素の基準値は設定しない。

〔放射性セシウム〕 ※放射性セシウム134 と放射性セシウム137 の合計値

食品区分	含まれる食品の範囲	基準値
飲料水	直接飲用する水、調理に使用する水及び水との代替関係が強い飲用茶	10 Bq/kg
乳児用食品	乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和26年厚生省令第52号)の乳(牛乳、低脂肪乳、加工乳など)及び乳飲料	50 Bq/kg
牛乳	健康増進法(平成14年法律第103号)第26条第1項の規定に基づく特別用途表示食品のうち「乳児用」に適する旨の表示許可を受けたもの 乳児の飲食に供することを目的として販売するもの	50 Bq/kg
一般食品	上記以外の食品	100 Bq/kg

学校給食用食材の測定結果(平成28年6月第2週)

測定した全ての食材が『不検出』となり、給食への使用が可能な食材であることが確認されました。

	食材名	産地(大字)	測定日	測定結果 (単位: Bq/kg)	
				放射性セシウム134	放射性セシウム137
1	タマネギ	平泉町平泉	平成28年6月6日	不検出(※1)	不検出
2	ナガネギ	平泉町平泉	平成28年6月6日	不検出(※1)	不検出
3	ニラ	平泉町長島	平成28年6月6日	不検出(※1)	不検出(※2)

- 本測定は、食品放射能測定システム CAN-OSP-NAI(日立アロカメディカル株式会社製)を使用し、測定値は60分間での値となっています。
- 本測定機器の設定は、10分間の測定で検出下限値が30Bq/kgとなっていますが、より低い検出下限値とするため、60分間測定しました。(検出下限値が10Bq/kgとなるような測定時間となっています)
- 測定値の「不検出」とは、10Bq/kg未満であったことを表します。
検出下限値は、測定する条件(室温や試料重量など)により若干の差が出ます。
※1:放射性セシウム134の検出下限値範囲は、10.1~12.3Bq/kg でした。
※2:放射性セシウム137の検出下限値は、11.2Bq/kg でした。
- 測定場所は、平泉町立平泉小学校体育館 ミーティングルーム。

【参考:厚生労働省が定めた食品衛生法上の新基準値】

〔放射性ヨウ素〕

半減期が短く、既に検出が認められない放射性ヨウ素の基準値は設定しない。

〔放射性セシウム〕 ※放射性セシウム134 と 放射性セシウム137 の合計値

食品区分	含まれる食品の範囲	基準値
飲料水	直接飲用する水、調理に使用する水及び水との代替関係が強い飲用茶	10 Bq/kg
乳児用食品	乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和26年厚生省令第52号)の乳(牛乳、低脂肪乳、加工乳など)及び乳飲料	50 Bq/kg
牛乳	健康増進法(平成14年法律第103号)第26条第1項の規定に基づく特別用途表示食品のうち「乳児用」に適する旨の表示許可を受けたもの 乳児の飲食に供することを目的として販売するもの	50 Bq/kg
一般食品	上記以外の食品	100 Bq/kg

学校給食用食材の測定結果(平成28年5月第5週)

測定した全ての食材が『不検出』となり、給食への使用が可能な食材であることが確認されました。

	食材名	産地(大字)	測定日	測定結果 (単位: Bq/kg)	
				放射性セシウム134	放射性セシウム137
1	ホウレンソウ	平泉町平泉	平成28年5月30日	不検出(※1)	不検出(※2)
2	タマネギ	平泉町平泉	平成28年5月30日	不検出	不検出
3	キュウリ	平泉町平泉	平成28年5月30日	不検出	不検出
4	キャベツ①	平泉町長島	平成28年5月30日	不検出	不検出
5	キャベツ②	平泉町長島	平成28年5月30日	不検出	不検出
6	ダイコン	平泉町平泉	平成28年5月31日	不検出	不検出

- 本測定は、食品放射能測定システム CAN-OSP-NAI(日立アロカメディカル株式会社製)を使用し、測定値は60分間での値となっています。
- 本測定機器の設定は、10分間の測定で検出下限値が30Bq/kgとなっていますが、より低い検出下限値とするため、60分間測定しました。(検出下限値が10Bq/kgとなるような測定時間となっています)
- 測定値の「不検出」とは、10Bq/kg未満であったことを表します。
検出下限値は、測定する条件(室温や試料重量など)により若干の差が出ます。
※1: 放射性セシウム134の検出下限値は、11.4Bq/kg でした。
※2: 放射性セシウム137の検出下限値は、10.3Bq/kg でした。
- 測定場所は、平泉町立平泉小学校体育館 ミーティングルーム。

【参考: 厚生労働省が定めた食品衛生法上の新基準値】

〔放射性ヨウ素〕

半減期が短く、既に検出が認められない放射性ヨウ素の基準値は設定しない。

〔放射性セシウム〕 ※放射性セシウム134 と 放射性セシウム137 の合計値

食品区分	含まれる食品の範囲	基準値
飲料水	直接飲用する水、調理に使用する水及び水との代替関係が強い飲用茶	10 Bq/kg
乳児用食品	乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和26年厚生省令第52号)の乳(牛乳、低脂肪乳、加工乳など)及び乳飲料	50 Bq/kg
牛乳	健康増進法(平成14年法律第103号)第26条第1項の規定に基づく特別用途表示食品のうち「乳児用」に適する旨の表示許可を受けたもの 乳児の飲食に供することを目的として販売するもの	50 Bq/kg
一般食品	上記以外の食品	100 Bq/kg

学校給食用食材の測定結果(平成28年5月第4週)

測定した全ての食材が『不検出』となり、給食への使用が可能な食材であることが確認されました。

	食材名	産地(大字)	測定日	測定結果 (単位: Bq/kg)	
				放射性セシウム134	放射性セシウム137
1	タマネギ	平泉町平泉	平成28年5月23日	不検出(※1)	不検出

- 本測定は、食品放射能測定システム CAN-OSP-NAI(日立アロカメディカル株式会社製)を使用し、測定値は60分間での値となっています。
- 本測定機器の設定は、10分間の測定で検出下限値が30Bq/kgとなっていますが、より低い検出下限値とするため、60分間測定しました。(検出下限値が10Bq/kgとなるような測定時間となっています)
- 測定値の「不検出」とは、10Bq/kg未満であったことを表します。
検出下限値は、測定する条件(室温や試料重量など)により若干の差が出ます。
※1:放射性セシウム134の検出下限値は、10.2Bq/kg でした。
- 測定場所は、平泉町立平泉小学校体育館 ミーティングルーム。

【参考:厚生労働省が定めた食品衛生法上の新基準値】

〔放射性ヨウ素〕

半減期が短く、既に検出が認められない放射性ヨウ素の基準値は設定しない。

〔放射性セシウム〕 ※放射性セシウム134 と 放射性セシウム137 の合計値

食品区分	含まれる食品の範囲	基準値
飲料水	直接飲用する水、調理に使用する水及び水との代替関係が強い飲用茶	10 Bq/kg
乳児用食品	乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和26年厚生省令第52号)の乳(牛乳、低脂肪乳、加工乳など)及び乳飲料	50 Bq/kg
牛乳	健康増進法(平成14年法律第103号)第26条第1項の規定に基づく特別用途表示食品のうち「乳児用」に適する旨の表示許可を受けたもの 乳児の飲食に供することを目的として販売するもの	50 Bq/kg
一般食品	上記以外の食品	100 Bq/kg

学校給食用食材の測定結果(平成28年5月第3週)

測定した全ての食材が『不検出』となり、給食への使用が可能な食材であることが確認されました。

	食材名	産地(大字)	測定日	測定結果 (単位: Bq/kg)	
				放射性セシウム134	放射性セシウム137
1	フキ	平泉町長島	平成28年5月16日	不検出(※1)	不検出

- 本測定は、食品放射能測定システム CAN-OSP-NAI(日立アロカメディカル株式会社製)を使用し、測定値は60分間での値となっています。
- 本測定機器の設定は、10分間の測定で検出下限値が30Bq/kgとなっていますが、より低い検出下限値とするため、60分間測定しました。(検出下限値が10Bq/kgとなるような測定時間となっています)
- 測定値の「不検出」とは、10Bq/kg未満であったことを表します。
検出下限値は、測定する条件(室温や試料重量など)により若干の差が出ます。
※1:放射性セシウム134の検出下限値は、11.0Bq/kg でした。
- 測定場所は、平泉町立平泉小学校体育館 ミーティングルーム。

【参考:厚生労働省が定めた食品衛生法上の新基準値】

〔放射性ヨウ素〕

半減期が短く、既に検出が認められない放射性ヨウ素の基準値は設定しない。

〔放射性セシウム〕 ※放射性セシウム134 と 放射性セシウム137 の合計値

食品区分	含まれる食品の範囲	基準値
飲料水	直接飲用する水、調理に使用する水及び水との代替関係が強い飲用茶	10 Bq/kg
乳児用食品	乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和26年厚生省令第52号)の乳(牛乳、低脂肪乳、加工乳など)及び乳飲料	50 Bq/kg
牛乳	健康増進法(平成14年法律第103号)第26条第1項の規定に基づく特別用途表示食品のうち「乳児用」に適する旨の表示許可を受けたもの	50 Bq/kg
	乳児の飲食に供することを目的として販売するもの	
一般食品	上記以外の食品	100 Bq/kg

学校給食用食材の測定結果(平成28年5月第2週)

測定した全ての食材が『不検出』となり、給食への使用が可能な食材であることが確認されました。

	食材名	産地(大字)	測定日	測定結果(単位:Bq/kg)	
				放射性セシウム134	放射性セシウム137
1	タケノコ	平泉町長島	平成28年5月9日	不検出	不検出
2	キャベツ	平泉町平泉	平成28年5月9日	不検出(※1)	不検出

- 本測定は、食品放射能測定システム CAN-OSP-NAI(日立アロカメディカル株式会社製)を使用し、測定値は60分間での値となっています。
- 本測定機器の設定は、10分間の測定で検出下限値が30Bq/kgとなっていますが、より低い検出下限値とするため、60分間測定しました。(検出下限値が10Bq/kgとなるような測定時間となっています)
- 測定値の「不検出」とは、10Bq/kg未満であったことを表します。
検出下限値は、測定する条件(室温や試料重量など)により若干の差が出ます。
※1:放射性セシウム134の検出下限値は、10.8Bq/kg でした。
- 測定場所は、平泉町立平泉小学校体育館 ミーティングルーム。

【参考:厚生労働省が定めた食品衛生法上の新基準値】

〔放射性ヨウ素〕

半減期が短く、既に検出が認められない放射性ヨウ素の基準値は設定しない。

〔放射性セシウム〕 ※放射性セシウム134 と 放射性セシウム137 の合計値

食品区分	含まれる食品の範囲	基準値
飲料水	直接飲用する水、調理に使用する水及び水との代替関係が強い飲用茶	10 Bq/kg
乳児用食品	乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和26年厚生省令第52号)の乳(牛乳、低脂肪乳、加工乳など)及び乳飲料	50 Bq/kg
牛乳	健康増進法(平成14年法律第103号)第26条第1項の規定に基づく特別用途表示食品のうち「乳児用」に適する旨の表示許可を受けたもの 乳児の飲食に供することを目的として販売するもの	50 Bq/kg
一般食品	上記以外の食品	100 Bq/kg

学校給食用食材の測定結果(平成28年5月第1週)

測定した全ての食材が『不検出』または、国の定める基準値を下回る結果となっており給食への使用が可能な食材であることが確認されましたが、今回の検査でタケノコから放射性セシウム137が16.4ベクレル検出されました。基準値以下ではありましたが、このタケノコは給食用食材で使用しません。

	食材名	産地(大字)	測定日	測定結果 (単位: Bq/kg)	
				放射性セシウム134	放射性セシウム137
1	ナガネギ	平泉町平泉	平成28年5月2日	不検出(※1)	不検出(※2)
2	タケノコ	平泉町長島	平成28年5月2日	不検出(※1)	16.4

- 本測定は、食品放射能測定システム CAN-OSP-NAI(日立アロカメディカル株式会社製)を使用し、測定値は60分間での値となっています。
- 本測定機器の設定は、10分間の測定で検出下限値が30Bq/kgとなっていますが、より低い検出下限値とするため、60分間測定しました。(検出下限値が10Bq/kgとなるような測定時間となっています)
- 測定値の「不検出」とは、10Bq/kg未満であったことを表します。
 検出下限値は、測定する条件(室温や試料重量など)により若干の差が出ます。
 ※1: 放射性セシウム134の検出下限値範囲は、11.2~12.3Bq/kg でした。
 ※2: 放射性セシウム137の検出下限値は、11.1Bq/kg でした。
- 測定場所は、平泉町立平泉小学校体育館 ミーティングルーム。

【参考: 厚生労働省が定めた食品衛生法上の新基準値】

〔放射性ヨウ素〕

半減期が短く、既に検出が認められない放射性ヨウ素の基準値は設定しない。

〔放射性セシウム〕 ※放射性セシウム134 と放射性セシウム137 の合計値

食品区分	含まれる食品の範囲	基準値
飲料水	直接飲用する水、調理に使用する水及び水との代替関係が強い飲用茶	10 Bq/kg
乳児用食品	乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和26年厚生省令第52号)の乳(牛乳、低脂肪乳、加工乳など)及び乳飲料	50 Bq/kg
牛乳	健康増進法(平成14年法律第103号)第26条第1項の規定に基づく特別用途表示食品のうち「乳児用」に適する旨の表示許可を受けたもの 乳児の飲食に供することを目的として販売するもの	50 Bq/kg
一般食品	上記以外の食品	100 Bq/kg

学校給食用食材の測定結果(平成28年4月第5週)

測定した全ての食材が『不検出』となり、給食への使用が可能な食材であることが確認されました。

	食材名	産地(大字)	測定日	測定結果 (単位: Bq/kg)	
				放射性セシウム134	放射性セシウム137
1	ニラ	平泉町長島	平成28年4月25日	不検出(※1)	不検出(※2)

- 本測定は、食品放射能測定システム CAN-OSP-NAI(日立アロカメディカル株式会社製)を使用し、測定値は60分間での値となっています。
- 本測定機器の設定は、10分間の測定で検出下限値が30Bq/kgとなっていますが、より低い検出下限値とするため、60分間測定しました。(検出下限値が10Bq/kgとなるような測定時間となっています)
- 測定値の「不検出」とは、10Bq/kg未満であったことを表します。
 検出下限値は、測定する条件(室温や試料重量など)により若干の差が出ます。
 ※1:放射性セシウム134の検出下限値は、12.5Bq/kg でした。
 ※2:放射性セシウム137の検出下限値は、11.6Bq/kg でした。
- 測定場所は、平泉町立平泉小学校体育館 ミーティングルーム。

【参考:厚生労働省が定めた食品衛生法上の新基準値】

〔放射性ヨウ素〕

半減期が短く、既に検出が認められない放射性ヨウ素の基準値は設定しない。

〔放射性セシウム〕 ※放射性セシウム134 と 放射性セシウム137 の合計値

食品区分	含まれる食品の範囲	基準値
飲料水	直接飲用する水、調理に使用する水及び水との代替関係が強い飲用茶	10 Bq/kg
乳児用食品	乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和26年厚生省令第52号)の乳(牛乳、低脂肪乳、加工乳など)及び乳飲料	50 Bq/kg
牛乳	健康増進法(平成14年法律第103号)第26条第1項の規定に基づく特別用途表示食品のうち「乳児用」に適する旨の表示許可を受けたもの 乳児の飲食に供することを目的として販売するもの	50 Bq/kg
一般食品	上記以外の食品	100 Bq/kg

学校給食用食材の測定結果(平成28年4月第4週)

測定した全ての食材が『不検出』となり、給食への使用が可能な食材であることが確認されました。

	食材名	産地(大字)	測定日	測定結果 (単位: Bq/kg)	
				放射性セシウム134	放射性セシウム137
1	キタイズ	平泉町長島	平成28年4月18日	不検出(※1)	不検出

- 本測定は、食品放射能測定システム CAN-OSP-NAI(日立アロカメディカル株式会社製)を使用し、測定値は60分間での値となっています。
- 本測定機器の設定は、10分間の測定で検出下限値が30Bq/kgとなっていますが、より低い検出下限値とするため、60分間測定しました。(検出下限値が10Bq/kgとなるような測定時間となっています)
- 測定値の「不検出」とは、10Bq/kg未満であったことを表します。
検出下限値は、測定する条件(室温や試料重量など)により若干の差が出ます。
※1:放射性セシウム134の検出下限値は、10.6Bq/kg でした。
- 測定場所は、平泉町立平泉小学校体育館 ミーティングルーム。

【参考:厚生労働省が定めた食品衛生法上の新基準値】

〔放射性ヨウ素〕

半減期が短く、既に検出が認められない放射性ヨウ素の基準値は設定しない。

〔放射性セシウム〕 ※放射性セシウム134 と 放射性セシウム137 の合計値

食品区分	含まれる食品の範囲	基準値
飲料水	直接飲用する水、調理に使用する水及び水との代替関係が強い飲用茶	10 Bq/kg
乳児用食品	乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和26年厚生省令第52号)の乳(牛乳、低脂肪乳、加工乳など)及び乳飲料	50 Bq/kg
牛乳	健康増進法(平成14年法律第103号)第26条第1項の規定に基づく特別用途表示食品のうち「乳児用」に適する旨の表示許可を受けたもの	50 Bq/kg
	乳児の飲食に供することを目的として販売するもの	
一般食品	上記以外の食品	100 Bq/kg

学校給食用食材の測定結果(平成28年4月第3週)

測定した全ての食材が『不検出』となり、給食への使用が可能な食材であることが確認されました。

	食材名	産地(大字)	測定日	測定結果 (単位: Bq/kg)	
				放射性セシウム134	放射性セシウム137
1	ナバナ	平泉町平泉	平成28年4月11日	不検出(※1)	不検出(※2)

- 本測定は、食品放射能測定システム CAN-OSP-NAI(日立アロカメディカル株式会社製)を使用し、測定値は60分間での値となっています。
- 本測定機器の設定は、10分間の測定で検出下限値が30Bq/kgとなっていますが、より低い検出下限値とするため、60分間測定しました。(検出下限値が10Bq/kgとなるような測定時間となっています)
- 測定値の「不検出」とは、10Bq/kg未満であったことを表します。
 検出下限値は、測定する条件(室温や試料重量など)により若干の差が出ます。
 ※1:放射性セシウム134の検出下限値は、11.0Bq/kg でした。
 ※2:放射性セシウム137の検出下限値は、10.1Bq/kg でした。
- 測定場所は、平泉町立平泉小学校体育館 ミーティングルーム。

【参考:厚生労働省が定めた食品衛生法上の新基準値】

〔放射性ヨウ素〕

半減期が短く、既に検出が認められない放射性ヨウ素の基準値は設定しない。

〔放射性セシウム〕 ※放射性セシウム134 と 放射性セシウム137 の合計値

食品区分	含まれる食品の範囲	基準値
飲料水	直接飲用する水、調理に使用する水及び水との代替関係が強い飲用茶	10 Bq/kg
乳児用食品	乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和26年厚生省令第52号)の乳(牛乳、低脂肪乳、加工乳など)及び乳飲料	50 Bq/kg
牛乳	健康増進法(平成14年法律第103号)第26条第1項の規定に基づく特別用途表示食品のうち「乳児用」に適する旨の表示許可を受けたもの 乳児の飲食に供することを目的として販売するもの	50 Bq/kg
一般食品	上記以外の食品	100 Bq/kg

学校給食用食材の測定結果(平成28年4月第2週)

測定した全ての食材が『不検出』となり、給食への使用が可能な食材であることが確認されました。

	食材名	産地(大字)	測定日	測定結果 (単位: Bq/kg)	
				放射性セシウム134	放射性セシウム137
1	タケノコ	平泉町平泉	平成28年4月4日	不検出	不検出

- 本測定は、食品放射能測定システム CAN-OSP-NAI(日立アロカメディカル株式会社製)を使用し、測定値は60分間での値となっています。
- 本測定機器の設定は、10分間の測定で検出下限値が30Bq/kgとなっていますが、より低い検出下限値とするため、60分間測定しました。(検出下限値が10Bq/kgとなるような測定時間となっています)
- 測定値の「不検出」とは、10Bq/kg未満であったことを表します。
検出下限値は、測定する条件(室温や試料重量など)により若干の差が出ます。
- 測定場所は、平泉町立平泉小学校体育館 ミーティングルーム。

【参考:厚生労働省が定めた食品衛生法上の新基準値】

〔放射性ヨウ素〕

半減期が短く、既に検出が認められない放射性ヨウ素の基準値は設定しない。

〔放射性セシウム〕 ※放射性セシウム134 と 放射性セシウム137 の合計値

食品区分	含まれる食品の範囲	基準値
飲料水	直接飲用する水、調理に使用する水及び水との代替関係が強い飲用茶	10 Bq/kg
乳児用食品	乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和26年厚生省令第52号)の乳(牛乳、低脂肪乳、加工乳など)及び乳飲料	50 Bq/kg
牛乳	健康増進法(平成14年法律第103号)第26条第1項の規定に基づく特別用途表示食品のうち「乳児用」に適する旨の表示許可を受けたもの	50 Bq/kg
	乳児の飲食に供することを目的として販売するもの	
一般食品	上記以外の食品	100 Bq/kg